

## 犬山市協働のまちづくり基本条例 【いぬみらの意見集】

平成 30 年 3 月 犬山市

## もくじ

いぬやま	<b>[未来会議(いぬみら)のあゆみ</b> 1
いぬみら	らの意見
1. 前3	
1	前文
2. 総則	<b>川・まちづくりの基本原則</b>
2-1	<b>条例の位置付け</b> 10
2-2	市民の定義 (用語の定義)
	<b>条例の適用除外</b> ····································
2-4	<b>自治の基本原則</b> ··································16
3. まき	5づくりの担い手としての役割と責務
3-1	市民の権利20
_	市民の役割と責務22
<b>3 – 3</b>	議会の役割と責務25
3-4	市長・(行政) 執行機関・市職員の役割と責務27
4. 市县	民参加・協働のしくみとルール
4-1	市民参加32
4-2	<b>子どもの参加の権利</b> ······37
4-3	協働、市民活動・地域自治活動の推進39
4-4	<b>住民投票 ·····</b> 43
4-(5)	<b>選挙のあり方</b> 46

5. 市政運営		
<b>5</b> —①	<b>総合計画</b> ······48	
5 – ②	<b>条例の検証、見直し</b> ······50	
参考資料	\$ <b>.</b>	
ホネグミ	<b>ミ天守閣 ······</b> 55	
いぬやま	<b>未来会議かわら版</b> ······57	

## いぬやま未来会議(いぬみら)のあゆみ

## いぬやま未来会議とは?

通称「いぬみら」。

犬山市協働のまちづくり基本条例の制定に向けて、みんなが活躍するためのしくみやルールとしてどんなことを盛り込んだらよいのかを考えるために結成されました。

メンバーは、公募による市民 22 名と市職員の有志 18 名により構成され、20 歳から 73 歳まで幅広い年齢層の方が参加しています。

## いぬみらの活動履歴

昨年8月の結成から、8回にわたって会議を開催し、市民と市職員が一緒に勉強しつつ、楽しみながらも真剣に検討を行いました。

第1回から第8回までのテーマは以下のとおりです。

#### 第1回(8/28)

テーマ:『夢語り~まちづくりのルールを自分たちで!』

#### 第2回 (9/19)

テーマ: 『犬山ってどんなまち?こんなまち!』

#### 第3回(10/16)

テーマ:『協働のまちづくり基本条例の意義・役割って何?』

#### 第4回(11/15)

テーマ:『条例のホネグミづくり』

#### 第5回 (12/19)

テーマ:『条例前文の素材づくり』

#### 第6回(1/22)

テーマ:『ホネグミの肉付け!①』

#### 第7回(2/5)

テーマ:『ホネグミの肉付け!②』

#### 第8回(3/12)

テーマ:『まとめーみんなの意見の確認』







また、メンバー有志9人によるワーキンググループを立ち上げ、条例の前文案について3回にわたって協議しました。

そして、会議の中でメンバーが考えた「犬山市協働のまちづくり基本条例」の基本的な考え方、 方向性を取りまとめたのがこの『意見集』です。

# いぬみらの意見

1. 前 文

## 1 前文

## 1. いぬみらメンバーが考えた基本的方向性

- ■本条例の前文として、①まちの成り立ちや特性、②条例制定の時代背景、③目指すべきまちの姿、 進むべきまちづくりの方向性、④理想とするまちを実現するための自治のあり方・姿勢、⑤条例 制定の目的・理由や決意宣言等について話し合い、有志のワーキンググループで文章化しました。
  - ●どんなまちを目指すのか、私たちのまちへの誇りや実現したい将来像を描きます。

## 2. いぬみらメンバーの具体的な意見

私たちのまち犬山市は、愛知県の最北端に位置し、木曽川や緑豊かな里山などの自然と、国宝犬山城や古墳をはじめとした歴史遺産、地域に根付く伝統ある祭りなど、多彩な地域資源に恵まれています。それらは、人々の営みと相まって、犬山、城東、羽黒、楽田、池野の各地区に特色のある風土を育んできました。

先人たちが大切に守ってきたかけがえのない財産は、郷土への深い愛を育み、時代とともに新たな価値をまといながら、現在に受け継がれています。

今日、少子高齢化や人口減少といった社会的背景に加え、若者の流出、コミュニティの衰退などによって、人と人とのつながりが希薄となり、地域社会は様々な問題に直面しています。そして、国際化、情報化が進む中で、多様化するライフスタイルや価値観に合わせた新しい自治のあり方が求められています。

## こうしたら! (提案)

このような時代にあって、私たちは、豊かな自然や歴史、伝統文化と人々の営みを共存させながら、誰もが笑顔あふれる幸せな生活をおくることができ、誰にでも活躍の場と機会があるまちづくりを推進する必要があります。

そのためには、地域・世代・性別・人種を問わず、市民・行政・議会がそれぞれの役割と責任を自覚し、対等な立場で協働して課題解決に取り組むことが重要です。そして、一人ひとりが"主人公"として自発的にまちづくりに参加する姿勢を大切にしながら、未来を担い、理想のまちを創造することができる人材を育てます。

私たちは、市民憲章に掲げられた理念を胸に、犬山市に受け継がれてきた豊かな財産を次世代へつないでいくとともに、犬山市に関わるすべての人が誇りと愛着を持ち続けられるまちにするため、ここに犬山市協働のまちづくり基本条例を制定します。

#### その理由

- ●犬山市には5つの地域ごとに特徴がある
- ●市民憲章はみんなに知ってもらいたい
- ●多様な価値観に対応することが大事
- ●先人から受け継いだものを次世代へつなぐ必要がある

## 3. 参考:他自治体における前文

#### 【一宮市】

わたしたちのまち一宮市は、濃尾平野の中央部に位置し、木曽川をはじめとする豊かな自然に恵まれ、「尾張の国の『一の宮』」であった真清田神社門前町として、平安時代の昔から栄えてきました。そして、 先人のたゆまぬ努力により、繊維のまちとしてより一層の発展を遂げ、尾張西部の中心的都市となっています。

この一宮市に住み、学び、働くわたしたちは、先人が築き上げてきた誇りある一宮市を受け継ぎ、さらに住みよいまちとするため、地域・年齢・性別などを問わず、力を合わせていくことが必要です。地域主権の進展や少子・高齢化の進行、公益的市民活動の活発化といった時代背景の中、市民・議会・執行機関の新たな協働関係を構築するとともに、市民一人一人の主体性を大切にしながら、市民もまちづくりを担い、かつ、責任も負うということを基本理念とし、未来に向けた新しいまちづくりを推進しなければなりません。

わたしたちは、一宮市民憲章に掲げられた住みよい一宮市を実現するため、ここに、まちづくりの原則 と仕組みを定める一宮市自治基本条例を制定します。

#### 【安城市】

私たちのまち安城は、先人の開拓者精神により碧海台地に引いた明治用水の豊かな水にはぐくまれ、かっては日本デンマークと呼ばれるほどの農業先進地として知られ、また、恵まれた地理的条件から都市化・工業化も進み、農・工・商バランスのとれたまちとして発展してきました。

私たちは、この豊かな水と田園風景、進取の気風や共存共栄の精神など、先人が築き、たゆまぬ努力によって守り育ててきた誇りや財産を大切にしながら、おとなも子どもも個人として尊重され、だれもが幸せに暮らし続けられるまちを創造し、未来を担う子どもたちに引き継ぎたいと願っています。

そのためには、私たち一人ひとりが、自ら考え行動する自立した市民として、また、まちづくりの担い手として、助け合いながら協働することが必要です。

私たちは、市民が主役の自治の実現を目指し、ここに、安城市自治基本条例を制定します。

#### 【江南市】

いま、わが国は、少子高齢化のもとで人口減少段階に入るとともに、世界を一つの市場に巻き込んでいくグローバリゼーションと呼ばれる地球的な規模の大きな流れの中で、産業構造や環境条件の変化に対応するために、国家や社会のあり方についての模索を続けています。その一つの動きが地方分権の推進であり、わが国の地方自治は、市民自治の一層の発展に向けて大きな転換期を迎えています。

江南市では、次世代育成や高齢者の生きがいづくりなどの支えあいの福祉の推進による安心かつ安全で温かい生活環境づくり、男女共同参画と多文化共生による平和で明るく豊かな人間関係の育成、先人が切り拓いてきた貴重な郷土の歴史と温暖な自然環境を活かした美しくうるおいのある生活と文化の継承や発展のために、総合計画に基づいて、力強くまちづくりを進めています。これからも、まちづくりの担い手である市民や事業者等、市が一層強い協働の関係を築き、地域の総力を結集する仕組みを作っていく必要があります。

私たち江南市民は、市民一人ひとりが自治の主体であることを自覚し、市民一人ひとりの思いを活かした市民自治によるまちづくりの推進を目指します。また、市は、市民の信託に応えて効果的に市政を運営し、よりよい市政の実現のため、これからも自らの責任を果たしていきます。そのために必要な基本的な理念とルールを確認し、共有するため、ここに江南市市民自治によるまちづくり基本条例を制定します。

#### 【小牧市】

私たちのまち小牧市は、織田信長が小牧山城築城に伴い整備した城下町を礎とし、また、豊臣秀吉と徳川家康による「小牧・長久手の合戦」により、その名を歴史にとどめるまちです。

小牧市は、江戸時代以降、「小牧菜どころ米どころ」と言われたのどかな田園都市でしたが、伊勢湾台風による被害からの復興を契機に、内陸工業都市へと大きな変化を遂げ、発展してきました。

今日、少子高齢化、さらには、人口の減少が進む時代の大きな転換期を迎え、新たな自治のあり方が求

められています。

このような時代に、私たちが心豊かに暮らしていくためには、私たちは、歴史とともに積み上げられた 文化や伝統を大切にしながら、互いに信頼し、知恵と力を出し合い、心を一つにして、まちづくりに関わ っていく必要があります。

私たちは、先人のたゆまぬ努力と英知によって築かれてきたこのまちに愛着と誇りを持ち、小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現し、次世代へしっかりと引き継いでいくことを誓い、ここに、この条例を制定します。

#### 【岩倉市】

わたしたちのまち岩倉は、まちの中央を流れる五条川とその桜並木、また郊外に広がる農地をはじめとして、身近な自然が感じられるまちです。

由来、人々は、縄文の時代からこの地で生活を営み、活気ある歴史や文化をつくりあげてきました。

わたしたちは、それらの自然や文化を享受し、交通の利便性が高くコンパクトな生活都市の利点が生かされたこのまちを愛しています。

今日、地方分権や少子高齢化の時代を迎えて、直面する様々な地域課題を解決していくため、岩倉らしい自治のあり方の確立が求められています。

そのために、市民は役割と責任を自覚し、議会と執行機関は市民からの信託に応え、ともに協働のまちづくりを進めていかなければなりません。

未来、幸せな地域社会が築かれているためには、何を守り、何を育み、何を創造していかなければならないのでしょうか。

わたしたちは、小さなまちから大きな夢を抱きながら、自治の普遍的な基本原則を分かち合うため、ここに岩倉市自治基本条例を定めます。

#### 【日進市】

わたしたちのまち日進市は、東部には緑豊かな丘陵地があり、そこを源流とする天白川の流域には、田園風景が広がり、そして古くからの街道の歴史とともに、四季折々の自然の美しさを感じさせてくれます。また、日進市は、「日々進みゆく」の名にふさわしく、学園都市の顔を持つ大都市近郊のまちとして発展しました。そこには多様な思考や行動力を備えた、活力に満ちた市民の営みと交流があります。

わたしたち市民には、長い年月にわたって、この土地の気候や風土に培われ育まれてきた人々の考えや文化を踏まえながら、時代の変化に対応した地域社会を創造する必要があります。そのために、わたしたち市民は、人権を大切にする差別のない社会の実現、環境に配慮した持続可能な循環型社会の創造、地域課題を解決するための新しいコミュニティの形成、新たな公共を担う市民自治活動の推進、少子高齢社会への対応などそのときどきの課題に積極的かつ主体的に取り組まなければなりません。

今、わたしたち市民は、誰もが個人として尊重され、戦争のない平和な社会で、健康で快適かつ安全安心に、幸せに暮らすことができる日進市を守り育てていこう、そして、次の世代を担う子どもに引き継いでいこうと決意しました。

そのためには、市民一人ひとりが、自立した市民として、また地方主権の名のもとに自立した自治体の一員として、自ら考え、行動し、お互いを尊重し、認めあい、ふれあい、助けあいながら、自分たちのまちは、自分たちの手で築いていこうとする市民主体の自治の精神を共有することが何より大切です。

わたしたち市民は、この精神を自治の基本理念として、市議会や市の執行機関と協働し、愛着と誇りを 持って暮らせる日進市を守り育てていくため、ここに日進市自治基本条例を定めます。

#### 【大口町】

- 春、若草に立ち昇る陽炎、咲き誇る五条桜、きらめく水の光
- 夏、緑豊かな田園風景、躍動する無数の命、漲みなぎる活力
- 秋、黄金色の稲穂の波、自然の恵みの実り、豊穣の喜び、祭りの音
- 冬、寒さの中で絶えることない産業の響き、人々の活動

凍てつく天を指す、春に備えて萌芽を秘めた木々の梢

私たちは、恵まれた自然を活かし、英知と努力によって、歴史と活力のあるまち「おおぐち」を築いてきました。しかし、戦後60年が経過し、少子高齢化や環境問題など暮らしを取りまく社会経済環境は急激に変化しています。そして、地方分権の進展で私たち一人ひとりが地域の課題から眼をそらさず、自らの責任で考え、決め、行動する住民自治の時代が来ています。

幸いにも、私たちのまち「おおぐち」は、「住民の参画と参加のまちづくり」を目標に掲げ、多くの取組を重ねて、住民、NPO及び企業が協働し、それぞれが活躍する自主と活気に溢れるまちとなっています。 私たちは、まちづくりの主体として、この成果をさらに発展させるとともに、自らの役割と責任を自覚 し、一人ひとりの「自立の精神」を大切にしながら、互いに思いやりのある優しい気持ちで見守り支え合う「共助の精神」をみんなで共有します。

私たちは、明るい希望に満ちた明日を拓くため、住民が地方自治の主権者であることを明らかにし、まちづくりの基本規範として、「大口町まちづくり基本条例」を制定します。

#### 【弘前市】

本市は、歴史・文化資源を数多く有するとともに、緑豊かな自然環境に恵まれています。

また、学都として教育も充実し、地域のコミュニティによる活動も根付いているなど、自然との共生を 図りながら、地域ならではの文化・生活が営まれてきました。

先人たちが築き上げてきたこの住みよいまちは、今後も時代に応じ、新たなものを取り入れながらしっかりと育て、次代を担う子どもたちへ継承していかなければなりません。

この住みよいまち、「あずましい ふるさと」を笑顔でつないでいくためには、弘前を愛する心を育み、まちづくりの担い手を育成するとともに、協働によるまちづくりを行っていく必要があります。

したがって、市民の主体性を尊重するというまちづくりの基本理念や市民、議会及び執行機関の役割、 それらによる協働のあり方を具体化したまちづくりの仕組みなどを明らかにし、その仕組みに基づく継続 的な取組により、市民の幸せな暮らしを実現するために、本市のまちづくりの基本とする弘前市協働によ るまちづくり基本条例を制定します。 2. 総則・まちづくりの基本原則

## 2-① 条例の位置づけ

#### 1. いぬみらメンバーが考えた基本的方向性

■本条例の位置付けを「市のまちづくりに関する最も基本的な意志の表明」とします。

#### 2. いぬみらメンバーの具体的な意見

こうしたら! (提案)	◎条例の位置付けを「最も基本的な意志の表明」 とする。
その理由	<ul><li>●実効性を持たせるためには、弱い表現を避けたほうが良いから。</li><li>●「意志の表明」とすることで、表現に主体性を持たせることができ、 伝わりやすいから。</li></ul>

#### くこんな意見も>

- ハードルが低すぎると、コロコロ変わりやすい。
- ・弱い表現にすると、条例の価値(メッセージ性)が下がる。
- ・位置付けがあまり高いと、緊急性のある条例などを作ろうとするときに身動きが取れなくなる 可能性がある。
- ・他の条例と差をつけるような表現は避けた方がよい。

## 3. 参考:他自治体における条文

#### 【一宮市】

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、市のまちづくりに関する最も基本的な意思の表明であり、その趣旨は、最大限尊重されなければなりません。

#### 【安城市】

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、市の最高規範です。他の条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合を図ります。

#### 【江南市】

(条例の位置づけ)

第2条 この条例は、江南市の市民自治によるまちづくりに関する最も基本的な意思の表明であり、その趣旨は最大限尊重されなければなりません。

#### 【小牧市】

(条例の位置付け)

第3条 市民、議会及び行政は、まちづくりを推進するに当たっては、この条例を最大限尊重しなければなりません。

#### 【岩倉市】

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、岩倉市が定める最高規範であり、市民、議会及び執 行機関は、自治を推進するに当たっては、この条例を遵守するものとします。

#### 【日進市】

(条例の位置づけ)

第2条 この条例は、日進市が定める最高の規範です。日進市における他の条例、規則等の制定改廃及び 運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

#### 【大口町】

※前文で下記のように、条例の最高規範性を位置づけています。

私たちは、明るい希望に満ちた明日を拓くため、住民が地方自治の主権者であることを明らかにし、まちづくりの基本規範として、「大口町まちづくり基本条例」を制定します。

#### 【弘前市】

(条例の位置付け)

- 第3条 この条例は、本市のまちづくりの基本として位置付けるものとします。
- 2 市民等は、まちづくりに参加するに当たり、この条例の趣旨を尊重するよう努めるものとします。
- 3 議会及び執行機関は、他の条例、規則等の制定及び改廃、各種計画の策定及び変更等に当たり、この条例の趣旨を尊重するものとします。
- 4 前項の規定は、この条例の趣旨を尊重する余地がないもの又は尊重することにより、他の法令等の趣旨を損なうおそれがあるものについては、適用しないものとします。

## 2-② 「市民」の定義(用語の定義)

#### 1. いぬみらメンバーが考えた基本的方向性

- ■本条例で定義する「市民」には、市内在住、在勤、在学の個人のほか、市内で活動もしくは事業を行う法人も含みます。
  - ●まちづくりにおいて、行政、議会とともに重要な役割を果たす「市民」の定義を明確化します。

## 2. いぬみらメンバーの具体的な意見

こうしたら! (提案)	<ul><li>○「市民」の定義には、個人だけでなく市内で活動する法人を含める。</li><li>〉 役割や責務は、「市民」として括るのではなく個別に</li></ul>
	規定する。
その理由	●犬山市に関わるすべての人が条例の効果や受益といったことを受ける べきだから。
COPIL	<ul><li>●個人も法人もみんながこの条例を共有する必要があるから。</li></ul>

## 3. 参考: 他自治体における条文

#### 【一宮市】

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。
- (1) <u>市民</u> 市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市の区域内において事業又は活動を行 う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産 評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 市民が幸せに暮らすまちとしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。
- (4) <u>協働</u> 市民、議会及び執行機関が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を 尊重し、十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場で連携し、協力して活動することをいい ます。
- (5) <u>地域活動団体</u> 市民のうち、地域で公共的活動を行う団体であって、地域ごとに形成されたものをいいます。
- (6) 非営利活動団体 市民のうち、自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせずに活動 するもの(地域活動団体を除きます)をいいます。

#### 【安城市】

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
- (1) <u>市民</u> 市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含みます。)をいいます。
- (2) 市長その他の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会 及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) <u>市民参加</u> 市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的にかかわり、行動することをいいます。
- (4) <u>協働</u> 市民、議会及び市長その他の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに連携し、補完し合いながら協力することをいいます。

- (5) まちづくり 市民が幸せに暮らし続けられるまちにしていくための活動及び事業をいいます。
- (6) <u>コミュニティ</u> 町内会、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の地域の課題に自ら取り組む団体をいいます。

#### 【江南市】

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、在学し、又は市内で公益的活動を行う個人をいいます。
- (2) 事業者等 市内で事業を営む法人、個人事業主、公益的活動を行う組織等をいいます。
- (3) 市 議会及び執行機関等で構成する地方公共団体をいいます。
- (4) 執行機関等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産 評価審査委員会及び消防長をいいます。
- (5) <u>まちづくり</u> 地域課題の解決、地域の価値の創造その他の地域を活気があり、明るく住みよいものとすることを目的とする公益的な活動をいいます。
- (6) <u>まちづくり組織</u> 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。)第260条の2第1項に規定する地縁による団体(以下「地縁による団体」といいます。)、まちづくりのために構成されたNPO(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいいます。)等の組織をいいます。
- (7) 市政 まちづくりのうち、市の活動をいいます。
- (8) <u>市民参加</u> 市民が、まちづくりの立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、自主的に加わり 行動することをいいます。
- (9) <u>協働</u> 市民、事業者等及び市が、それぞれの立場及び特性を相互に尊重した上で、それぞれの役割 及び責務を自覚し、対等な立場で目的の遂行に向かって協力することをいいます。
- (10) <u>市民自治</u> 市民が、主体的に自らの意思及び責任に基づいてまちづくりに参加し、行動することをいいます。

#### 【小牧市】

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
- (1) <u>市民</u> 市内で住み、働き、若しくは学ぶ者又は市内で活動し、若しくは事業を行う個人、法人若しくは団体をいいます。
- (2) 議会 市議会議員をもって構成される本市の議決機関をいいます。
- (3) <u>行政</u> 本市の執行機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会 及び固定資産評価審査委員会) をいいます。
- (4) まちづくり 市民の幸せな暮らしを実現し、魅力あるまちを創造するあらゆる活動をいいます。
- (5) <u>市政</u> まちづくりのうち議会及び行政が担う部分をいいます。
- (6) 市民自治 市民が自ら考え、責任を持って、主体的にまちづくりに関わることをいいます。
- (7) <u>協働</u> 立場又は特性の違うもの同士が、共通の目的を持ち、その目的を達成するために、それぞれ 果たすべき役割及び責務を認識し、互いを尊重しながら協力することをいいます。
- (8) 地域 市内に住む者がそれぞれ日常生活を営む一定の範囲をいいます。

#### 【岩倉市】

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の 定めるところによります。
- (1) <u>市民</u> 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内で事業 又は活動を行う個人又は団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査 委員、農業委員会及び固定資産 評価審査委員会をいいます。
- (3) <u>市</u> 市民、議会及び執行機関によって構成され、それぞれの役割と 責務の下、総合的に行政を行う 地方自治体をいいます。
- (4) 市政 市が行う政治及び行政をいいます。
- (5) <u>協働</u> 市民、議会及び執行機関が、主体的・自発的に共通の目的を達成するために、相互の立場、 特性等を認め合い、尊重しながら、それぞれが役割と責任を持って、その特性、能力等を発揮しつつ、 共に考え、行動することです。
- (6) <u>まちづくり</u> 市民が幸せに暮らしていけるよう、魅力的なまちにしていくための活動及び事業をいいます。

#### 【日進市】

(定義)

- 第3条 この条例において用いる用語の定義は、次のとおりとします。
  - (1) <u>市民</u> 市内に居住する者又は市内で学ぶ者、働く者、事業を営むもの若しくは活動を行うもの等をいいます。
  - (2) <u>協働</u> 共通の目的を持つものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完し、及び協力することにより、課題解決を図ることをいいます。
  - (3) <u>コミュニティ</u> 住民自治組織等地域の問題を自ら解決することを目的とする集団又はNPO等の活動内容若しくはテーマを主なつながりとする集団をいいます。
  - (4) 市民自治活動 市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。

#### 【大口町】

(用語の意味)

- 第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。
- (1) 「住民」とは、次の三つの者をいいます。
  - ア 大口町内に居住する個人
  - イ 大口町内で営利を目的としない活動を継続的に行う住民団体
  - ウ 大口町内で公益、非営利又は営利を目的に活動している事業所
- (2) 「まちづくりの担い手」とは、次の三つの者をいいます。
  - ア住民や地域自治組織
  - イ 大口町外から大口町に通勤又は通学している個人
  - ウ 大口町のまちづくりに関わる大口町外に居住する個人
- (3) 「地域自治組織」とは、第9条に定めるものをいいます。
- (4) <u>「町の執行機関」</u>とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。また、これらを補助する職員を執行機関に含めます。
- (5) 「参加」とは、町の執行機関が行う政策の形成や実施とその評価に、住民又はまちづくりの担い手が意見、提案等を行うことにより意思表示することをいいます。
- (6) 「協働」とは、次の二つのことをいいます。
  - ア まちづくりの担い手が、営利を目的とせず公共の課題を解決するため、相互に連携や協力をする こと。
  - イ まちづくりの担い手と町の執行機関が、共通の課題を解決するため、相互に尊重しあい、それぞれの知恵と工夫を活かしながら、平等な立場で連携や協力を行うこと(この後、「町の執行機関との協働」といいます。)。
- (7) <u>「まちづくり」</u>とは、大口町を活性化するため、地域社会が抱えている課題を解決する取組や地域 社会の価値を創造するための取組をいいます。

#### 【弘前市】

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
- (1) <u>市民</u> 市内で住み、働き、若しくは学ぶ者又は市内で活動し、若しくは事業を行う個人、法人若しくは団体をいいます。
- (2) 議会 市議会議員をもって構成される本市の議決機関をいいます。
- (3) <u>行政</u> 本市の執行機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会 及び固定資産評価審査委員会)をいいます。
- (4) まちづくり 市民の幸せな暮らしを実現し、魅力あるまちを創造するあらゆる活動をいいます。
- (5) 市政 まちづくりのうち議会及び行政が担う部分をいいます。
- (6) 市民自治 市民が自ら考え、責任を持って、主体的にまちづくりに関わることをいいます。
- (7) <u>協働</u> 立場又は特性の違うもの同士が、共通の目的を持ち、その目的を達成するために、それぞれ 果たすべき役割及び責務を認識し、互いを尊重しながら協力することをいいます。
- (8) 地域 市内に住む者がそれぞれ日常生活を営む一定の範囲をいいます。
- (9) 議会 議員によって組織する合議制の機関及びそれを補助する議会事務局の職員をいいます。
- (10) 執行機関 市長及び行政委員会並びにそれらを補助する職員をいいます。
- (11) 市 地方公共団体としての本市をいいます。
- (12) 市外の人々 市外に在住し、市内に通勤、通学等をし、又は本市の出身であるなど、本市に関わりがある人々をいいます。

## 2-③ 条例の適用除外

#### 1. いぬみらメンバーが考えた基本的方向性

■条例の適用除外の規定は、あえて設ける必要はないと考えます。

## 2. いぬみらメンバーの具体的な意見

こうしたら! (提案)	◎条例の適用除外規定は設けないこととする。
その理由	<ul><li>●ネガティブリストになりかねないから。</li></ul>
	●基本原則をしっかり定めれば問題ないから。

#### くこんな意見も>

- ・誰かの都合のいいようにならないように、ブレーキがあったほうがよい。
- 絶対にやってはいけないことをどこかに書いておく。
- 「協働」の基本となる条例なのに、除外してしまうのはどうか。
- 除外規定を設けると象徴的になりやすい。条例が適用されない場合も多くなるのでは?

## 3. 参考: 他自治体における条文

#### 【弘前市】

(条例の適用除外)

- 第4条 次に掲げる活動については、この条例の規定は、適用しないものとします。
- (1) 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としない活動
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (4) 特定の公職 (衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいいます。以下同じです。)の候補者 (当該候補者になろうとする者を含みます。) 若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある活動

## 2-④ まちづくりの基本原則

#### 1. いぬみらメンバーが考えた基本的方向性

- ■「情報共有の原則」、「市民参加の原則」、「協働の原則」、「平等の原則」、「信頼の原則」を自治によるまちづくりの基本原則として規定します。
  - ●犬山市らしいまちづくりを実現するために、最も大切にしなくてはならない決まりを「基本原則」として定めます。

## 2. いぬみらメンバーの具体的な意見

	◎以下の五つをまちづくりの基本原則として定め
	ます。
	▶ 情報共有の原則
こうしたら! (提案)	▶ 市民参加の原則
	▶ 協働の原則
	▶ 平等の原則
	▶ 信頼の原則
その理由	●条例の制定趣旨から考えて、情報共有・市民参加・協働の原則は最低 、
	限必要。   ●平等の原則は、市民・行政・事業者など立場の違いだけでなく、性別、
	年齢、国籍などの個性を重視するために必要。
	●信頼の原則は、みんなでなかよくまちづくりを進めようというポジテ
	イブな思考から
	●簡潔に優しい表現にしたほうがよいから。

#### こんな意見も

- 協働の原則としてまとめることもできるが、細かく分けたほうがわかりやすい。
- ・子どもについて規定するのであれば、「子どものためにこうしよう」ではなく、「子どもも一員 として参加できる」という意味の規定にした方がよい。

## 3. 参考: 他自治体における条文

#### 【一宮市】

(まちづくりの基本原則)

- 第4条 この条例の目的を達成するため、次に掲げることをまちづくりの基本原則とします。
- (1) 情報共有の原則(まちづくりに関する情報を共有することをいいます。)
- (2) 参加の原則(市民がまちづくりに参加できるよう、その機会が多様に保障されることをいいます。)
- (3) 協働の原則(協働によりまちづくりを推進していくことをいいます。)
- (4) 有効性の原則(有効性の高いまちづくりを行うことをいいます。)

#### 【安城市】

(市民参加と協働の原則)

第4条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、市民が主役の自治を実現するため、市民参加と協働によるまちづくりを進めます。

(情報共有の原則)

第5条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有します。

#### 【江南市】

(市民自治の原則)

第4条 まちづくりは、市民自治のもとに行われます。

(協働の原則)

第5条 市民、事業者等及び市は、協働して、まちづくりを推進します。

(平等の原則)

第6条 市民は、年齢、性別、国籍等にかかわりなく、まちづくりに平等に参加できます。

(情報共有の原則)

第7条 市民、事業者等及び市は、まちづくりに関する情報を共有します。

#### 【小牧市】

(まちづくりの基本原則)

- 第5条 市民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責務に基づき、まちづくりに参加し、協働によるま ちづくりに努めるものとします。
- 2 市民、議会及び行政は、まちづくりに関する情報の共有に努めるものとします。
- 3 市民、議会及び行政は、次代を担うこどもたちが夢と希望を持って健やかに成長できるよう努めるものとします。

#### 【岩倉市】

(自治の基本原則)

- 第4条 岩倉市における自治の基本となる原則は、次のとおりとします。
- (1) 市民主体の原則 市民は、自治の担い手として、それぞれの個性、 能力等を発揮し、自覚と責任を 持って市民主体のまちづくりを推進します。
- (2) 情報共有の原則 市民、議会及び執行機関は、まちづくりに関する 情報を互いに提供し、共有します。
- (3) 協働の原則 市民、議会及び執行機関は、協働してまちづくりを推進します。
- (4) 信頼の原則 市民、議会及び執行機関は、互いに尊重し合い、常に 信頼関係を築くための努力をします。
- (5) 信託による市政の原則 議会及び執行機関は、市民の意思を尊重し、 市民からの信託に基づき市政を行います。

#### 【日進市】

(自治の基本原則)

- 第4条 市民主体の自治の基本となる原則は、次のとおりとします。
- (1) 平等な社会 市民、市議会及び市の執行機関は、人権が尊重され、公正、公平かつ平等な社会の実現に努めます。
- (2) 市民主体の自治の推進 市民は、自治の担い手として、それぞれの個性や能力を発揮し、自覚と責任を持ってお互いを尊重し支えあいながら、市民主体の自治を推進します。
- (3) 自立した自治体 日進市は、自立した自治体として、国及び愛知県との適切な役割分担により、民意のもとに自らの判断と責任において、市政を行います。
- (4) 協働の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、協働して市民主体の自治を推進します。
- (5) 市民の信託による市政 日進市は、市民にとって最も身近な自治体として、市民からの信託をもとに市政を行います。
- (6) 男女共同参画の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、男女の平等を基本とし、共同参画のもとに市民主体の自治を推進します。
- (7) 情報共有の原則 市議会及び市の執行機関は、その保有する情報を積極的に公開し、市民と共有します。

#### 【大口町】

(参加と協働の基本的な約束)

- 第4条 参加と協働については、次のことを基本的な約束とします。
- (1) 参加と協働は、まちづくりの担い手の意思と判断によるものであり、強制されることはありません。
- (2) まちづくりの担い手の自主的な活動や参加と協働は制限をされず、また干渉を受けせん。
- (3) 子ども(満20歳未満の個人をいいます。)も、参加と協働のまちづくりに加わり活動する権利が認められます。
- (4) 議会と町の執行機関は、まちづくりの担い手が参加と協働を進めることができるよう努めなければなりません。
- (5) 町の執行機関は、まちづくりの担い手の自主的な活動が促進されるよう必要な連絡、調整等に努め、 互いに平等な関係を実現しなければなりません。
- (6) まちづくりの担い手は、町の執行機関が保有する情報について、正確な内容により積極的に公開を受ける権利が認められています。
- (7) まちづくりの担い手は、町の執行機関と協働で行う事業に関して説明をする機会、参加の機会や事業の成果に関して報告する機会が認められます。

#### 【弘前市】

(基本原則)

- 第6条 本市のまちづくりは、次の各号に掲げる原則に応じ、当該各号に定める決まりに基づき、進める ものとします。
- (1) 協働の原則 協働によること。
- (2) 住民自治の原則 市民等は、一人一人が自分や自分たちに関することを自らの責任において取り組む 意識を持ち、公共の福祉の増進に向けて、主体的に取り組むこと。
- (3) 情報共有の原則 議会及び執行機関は、市民等の知る権利を保障するとともに、市民参加を促進する ため、積極的に情報公開及び情報提供を行い、全ての主体がまちづくりの情報を共有できるように努めなければならないこと。
- (4) 参加・環境づくりの原則 次に掲げる主体の区分に応じ、それぞれに定めること。
  - ア 市民等 それぞれの環境に応じ、主体的にまちづくりに参加するように努めること。
  - イ 議会 まちづくりに参加する機会を設けるとともに、それに参加しやすい環境づくりに努めること。
  - ウ 執行機関 イに定めること及び必要に応じ、市民等が主体的にまちづくりに参加するための支援を行うこと。

3. まちづくりの担い手としての 役割と責務

## 3-① 市民の権利

#### 1. いぬみらメンバーが考えた基本的方向性

- ■本条例において、担保すべき市民の権利として「知る権利」、「参加する権利」を規定します。
  - ●市民が議会、行政と対等な立場で協働しながら自治を推進していくことができるよう、まちづくりにおいて担保すべき市民の権利を定めます。

## 2. いぬみらメンバーの具体的な意見

こうしたら! (提案)	◎「知る権利」、「参加する権利」を市民の権利と して規定する。
その理由	<ul> <li>●協働のまちづくり基本条例は、アクションの条例なので、行政サービスを受ける権利までは規定しなくても良い。</li> <li>●知る権利は、他の条例等で既に規定されているかもしれないが、保証されていることを市民に知ってもらうために本条例でも規定すべき。</li> <li>●協働のまちづくり基本条例ということを考慮すると、参加する権利は入れるべき。</li> </ul>

#### くこんな意見も>

誰でも参加できることを明示するのであれば、反対に強制されないことも明示すべき

## 3. 参考:他自治体における条文

#### 【一宮市】

(市民の権利)

- 第5条 市民は、市が保有する情報を知る権利を有しています。
- 2 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。

#### 【安城市】

(知る権利)

- 第6条 市民は、市政について、議会及び市長その他の執行機関が保有する情報を知ることができます。 (市民参加の権利)
- 第7条 市民は、まちづくりの主体として、等しく市民参加をすることができます。

(行政サービスを受ける権利)

第8条 市民は、適切な行政サービスを等しく受けることができます。

#### 【江南市】

(市民の権利)

第8条 市民は、自らまちづくりを行う権利を有するとともに、執行機関等が行う政策の形成、執行及び 評価の過程に参加し、自らの意思を表明する権利を有します。

#### 【小牧市】

(市民の権利)

- 第6条 市民は、まちづくりに参加する権利があります。
- 2 市民は、市政について知る権利があります。

#### 【岩倉市】

(市民の権利)

- 第5条 市民は、市政及びまちづくりに等しく参加する権利を有します。
- 2 市民は、議会及び執行機関が保有する情報について知る権利を有します。
- 3 市民は、議会及び執行機関が提供するサービス(以下「行政サービス」といいます。)を等しく受ける ことができます。

#### 【日進市】

(個人の尊厳)

第5条 市民は、年齢、性別、国籍その他社会的地位によるもの等いかなる差別も受けることなく、平等 な個人として尊重されます。

(平和的生存権)

第6条 市民は、穏やかな暮らしのもと、平和で安全に生きる権利を持ちます。

(環境権)

第7条 市民は、良好な環境の中で生きる権利を持ちます。

(知る権利)

第8条 市民は、市政について市議会及び市の執行機関の持っている情報を知る権利を持ちます。

(個人情報の保護)

第9条 市民は、個人に関する情報が侵されることのないよう保護される権利を持ちます。

(権利の尊重)

第10条 前5条に規定する市民の権利については、公共の福祉に反しない限り、最大の尊重を必要とします。

#### 【大口町】

※「第4条 参加と協働の基本的な約束」の中で、「子どもの権利」や「情報公開を受ける権利」などを位置づけています。

(参加と協働の基本的な約束)

- 第4条 参加と協働については、次のことを基本的な約束とします。
  - (1) 参加と協働は、まちづくりの担い手の意思と判断によるものであり、強制されることはありません。
  - (2) まちづくりの担い手の自主的な活動や参加と協働は制限をされず、また干渉を受けません。
  - (3) 子ども(満20歳未満の個人をいいます。)も、参加と協働のまちづくりに加わり活動する権利が認められます。
  - (6) まちづくりの担い手は、町の執行機関が保有する情報について、正確な内容により積極的に公開を受ける権利が認められています。

#### 【弘前市】

※該当する条項なし。

## 3-② 市民の役割と責務

## 1. いぬみらメンバーが考えた基本的方向性

- ■協働のまちづくりを推進していくにあたって市民が担うべき役割・責務として、「まちづくりの推進、担い手としての自覚を持つこと」、「自らの発言と行動に責任を持つこと」、「次世代に引き継ぐこと」を定めます。
  - ●権利の規定とついになる規定として、法的な「義務」として強制するものではなく、市民自治の主体として、また、行政、議会と対等なパートナーとして、犬山市民が主体的に果たす「役割」や「責務」を定めます。

## 2. いぬみらメンバーの具体的な意見

こうしたら! (提案)	<ul><li>○「まちづくりの推進、担い手としての自覚を持つこと」、「自らの発言と行動に責任を持つこと」、「次世代に引き継ぐこと」を規定する。</li><li>▶ 事業者の役割・責務は、法人(事業者)と分けて記載する。</li></ul>
	▶ 大学と学生は別のものとして記載する。
その理由	<ul> <li>●協働のまちづくり基本条例には、「まちづくりの推進、担い手としての自覚を持つこと」と「自らの発言と行動に責任を持つこと」はあってしかるべき。</li> <li>●少し先のことまで考えて行動してもらうために、「次世代に引き継ぐこと」も必要。</li> <li>●事業者には、専門的な知識を活かして社会貢献してほしいので、事業者の役割は特筆すべき。</li> <li>●学生には、まちづくりに参加できる時間がある。大学で学んで、実践する場として地域にフィードバックしてほしい。</li> <li>●「行政サービスに対する応分の負担」はこの条例にはそぐわない。</li> </ul>

#### くこんな意見も>

- 責務と役割は意味が違う。市民は責務、学生は役割?
- ・誰に何を期待するかを考える必要がある。
- ・未来よりも今の暮らしを強調した方がよいのでは?
- 事業者は、市民と協働してまちづくりに参画する。
- 大学という組織と学生という個人では、求める役割は変わってくる。
- •「行政サービスに対する応分の負担」を規定すると、施設の利用料を徴収しやすくなる。施設を使わないで税金を負担している人も損をせず、声を上げない人にとってはあっても良い規定なのでは?

## 3. 参考:他自治体における条文

#### 【一宮市】

(市民の役割)

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参加しなければなりません。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。

#### 【安城市】

(市民の責務)

- 第9条 市民は、まちづくりを推進するため、その担い手としての自覚と責任を持ちます。
- 2 市民は、権利の行使に当たっては、公共の福祉に反しないようにするとともに、次世代及び市の将来 に配慮します。
- 3 市民は、行政サービスに必要な経費について、応分の負担をします。
- 4 市民は、良好な環境を次世代に引き継ぐ責任を持ちます。
- 5 市民は、安城市民憲章を尊重します。

#### 【江南市】

(市民の責務)

第9条 市民は、市民自治の主体であることを自覚し、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言 及び行動に責任を持つものとします。

(事業者等の役割)

第10条 事業者等は、地域社会の一員としての責任を認識し、まちづくりを推進する役割を持ちます。

#### 【小牧市】

(市民の責務)

- 第7条 市民は、前章に掲げるまちづくりの基本理念及びまちづくりの基本原則(以下「まちづくりの基本理念及び基本原則」といいます。) にのっとり、自助及び共助に努め、次世代に暮らしやすいまちを引き継いでいくものとします。
- 2 市民は、自由で公正な社会の実現に寄与するとともに、公共の利益を尊重し、自らの発言及び行動に責任を持つものとします。

#### 【岩倉市】

(市民の役割と責務)

- 第6条 市民は、自治の担い手であることを自覚し、互いを尊重し、協力して、まちづくりを推進するよう努めるものとします。
- 2 市民は、市政及びまちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持ち、公共の福祉に反しないようにするとともに、次世代及び市の将来に配慮するものとします。
- 3 市民は、行政サービスその他行政の執行に対して応分の負担をするものとします。

#### 【日進市】

(市民の役割と責務)

- 第11条 市民は、良好な環境を次の世代に引き継ぐ責任を持ちます。
- 2 市民は、市政の運営に関し、市議会及び市の執行機関を注視し、市民の信託に的確に応えているかどうかを見守るよう努めます。
- 3 市民は、行政サービスその他市政の執行に要する費用について、応分の負担をします。

#### 【大口町】

(まちづくりの担い手等の役割)

- 第6条 まちづくりの担い手は、参加と協働のまちづくりの取組において、責任ある発言と行動に努めます。
- 2 まちづくりの担い手は、町の執行機関との協働で事業を実施しようとするときは、事業を実施する理由、目的等を公表し、事業の実施に当たってはその継続と改善に努めます。
- 3 住民は、地域自治組織における自らの役割を踏まえ、積極的に地域自治組織で活動するよう努めます。

#### 【弘前市】

(まちづくりの主体)

- 第7条 本市のまちづくりの主体は、次に掲げるものとします。
- (1) 市民
- (2) 学生
- (3) 子ども
- (4) コミュニティ
- (5) 事業者
- (6) 議会
- (7) 執行機関

(市民の役割)

- 第8条 市民は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。
  - (1) まちづくりの主体であることを認識すること。
  - (2) 市民力の向上に努めること。
  - (3) 地域において安心安全に暮らしていけるように、自らがその環境づくりに取り組むよう努めること。 (学生の役割)
- 第9条 学生は、まちづくりにおいて、特性を生かした新鮮味のある提案をし、又は実践をするなど、学生力を発揮するよう努めるものとします。

(子どもの権利等)

- 第10条 子どもは、まちづくりにおいて、次に掲げる権利を有するものとします。
- (1) まちづくりに参加する権利
- (2) まちへの愛着心及び主体的に考える力を育む機会を与えられる権利
- 2 子どもは、前項の権利を有することを基本として、自信を持って、まちづくりに関わり、その経験を 積む役割を担うものとします。

(コミュニティの役割)

- 第11条 コミュニティは、まちづくりにおいて、次の各号に掲げるコミュニティの区分に応じ、当該各号に定める役割を担うものとします。
  - (1) 町会その他の地縁を基盤とした団体 担い手の育成に努め、その組織、活動等の充実を図り、それらを継承していくこと。
- (2) 市民活動団体その他のテーマで結び付いた団体 当該団体相互の連携に配慮するとともに、専門性を生かした取組をすること。

(事業者の役割)

- 第12条 事業者は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。
- (1) まちづくりの重要な担い手として、一層の社会貢献に努めること。
- (2) 安心して暮らせるまちをつくる一翼を担うこと。
- (3) 休暇制度の充実等当該事業者の従業員がまちづくりに参加しやすい環境づくりに配慮すること。

#### 【名張市】

(市民の役割と責務)

- 第5条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとし、 参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。
- 2 市民は、諸活動を行うに当たっては、公共の福祉の増進に努めるとともに、地域の発展と環境の保全に配慮しなければならない。
- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

#### 【大和市】

(市民の責務)

- 第10条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。
- 2 市民は、政策形成等の過程に参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。
- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

## 3-3 議会の役割と責務

#### 1. いぬみらメンバーが考えた基本的方向性

- ■議会の役割と責務については、「犬山市議会基本条例」の記述にならい、議会と議員に分けて規定します。
  - ●犬山市には、平成 23 年に制定された議会基本条例があり、第2条に議会の役割及び活動原則 を、第3条に議員の責務及び活動原則が規定されています。
  - ●本条例の制定にあたっては、議会基本条例の内容を尊重し、市議会と意見交換を行うことが必要です。

## 2. いぬみらメンバーの具体的な意見

こうしたら! (提案)	<ul><li>○議会と議員に分けて議会の役割と責務を規定する。</li><li>▶ 議会基本条例の内容を要約してシンプルに記載する。</li></ul>
	▶ 「別に条例で定めるものとする」の一文が必要。
その理由	●先行して議会基本条例があるため
での柱田	●わかりやすく記載した方がよいから。

#### くこんな意見も>

・議会基本条例を読んだことがなくても、こちらの条例で議員の役割がわかるとよい。

#### 3. 参考:他自治体における条文

#### 【一宮市】

(議会の役割及び責務)

- 第18条 議会は、選挙により選ばれた議員によって構成される市の意思決定機関であることから、市民の意思が市政に適切に反映されるよう努めます。
- 2 議会は、市政の適正な推進に資するため、監視機能及び政策立案機能を果たします。
- 3 議会は、より開かれた議会を実現するため、議会の情報公開及び議会への市民参加の推進に努めます。

#### 【安城市】

(議会の責務)

- 第10条 議会は、市の意思決定機関として、市政を監視するとともに、政策立案に努め、市民の意思が 市政に反映されるよう活動します。
- 2 議会は、意思決定の内容及び過程を市民にわかりやすく説明し、開かれた議会運営を行います。 (議員の責務)
- 第11条 議員は、市民の代表者として、広く市民の利益に資するため、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、研鑽に努めます。

#### 【江南市】

(議会の役割)

第15条 議会は、直接選挙により選出された議員によって構成される法の規定に基づく議決機関として、

- 第4条に規定する市民自治の原則にのっとり、市民の意思を的確に反映した市政の実現のために権能を 発揮するとともに、執行機関等が行う市政の運営を監視する役割を果たします。
- 2 前項に規定する議会の役割その他議会運営に関して必要な事項は、別に条例で定めます。 (議員の責務)
- 第16条 議員は、自らの役割及び責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、議員として の能力を高めるために、自己研さんに努めます。

#### 【小牧市】

(議会の責務)

- 第8条 議会は、まちづくりの基本理念及び基本原則にのっとり、政策を議論し、責任を持ってその権限 に属する事項を議決しなければなりません。
- 2 議会は、行政が公正かつ適切に運営されるよう、行政を監視しなければなりません。
- 3 議会は、市民に開かれた議会運営を行うとともに、継続的な改善を行いながら、その役割及び責務を 果たすものとします。

(議員の責務)

第9条 議会の議員は、審議能力及び政策提案能力を高め、市民の意向を的確に把握し、市政に活かすよう活動しなければなりません。

#### 【岩倉市】

(議会及び議員の役割と責務)

- 第7条 議会は、市民の信託を受けた議員によって構成される唯一の議決機関として、地域の課題及び市 民の多様な意見を踏まえ、より良い市民生活、市民福祉及び市政の発展をめざして、政策を立案する機 能及び執行機関を監視する機能を十分に発揮するよう努めなければなりません。
- 2 議員は、選挙で選ばれた市民の代表としての自覚と責任の下、絶え間ない自己研鑽により資質能力の向上に努め、市民からの信託に応える公平・公正・透明な開かれた議会運営に努めなければなりません。
- 3 その他、議会及び議員の基本理念及び基本的事項については、別に条例で定めるものとします。

#### 【日進市】

(市議会の役割と責務)

第12条 市議会は、日進市の意思決定機関として、市民の意思を的確に反映した市政の実現のために権能を発揮するとともに、市政の運営に関し、市の執行機関を監視する役割を果たさなければなりません。 2 前項に規定する市議会の役割と責務その他議会運営に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

#### 【大口町】

(議会の責務)

第7条 議会は、この条例の目的と基本理念を尊重し、住民を代表する意思決定機関としての自覚を持って説明責任を果たし、住民に開かれた議会運営に努めなければなりません。

#### 【弘前市】

(議会の役割)

- 第13条 議会は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。
- (1) 審議・議決機関としての機能を果たすこと。
- (2) 法令等に基づき行うことができる行為を有効に活用すること。
- (3) 市民等に対して、議会の活動内容に関する情報を積極的に提供し、説明責任を果たすこと。
- 2 議員は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。
- (1) まち全体の発展を考え、そのための活動をすること。
- (2) 政策の提案及び議案の提出を行うこと。
- (3) 議案の賛否を明らかにし、その理由を説明すること。
- 3 議会事務局の職員は、まちづくりにおいて、議会の役割が全うされるよう全力を挙げて職務を遂行す る役割を担うものとします。

## 3-4 市長・(行政)執行機関・市職員の役割と責務

#### 1. いぬみらメンバーが考えた基本的方向性

- ■市(行政)の役割と責務は、市長と職員に分けてわかりやすく記載します。
  - ●市民、議会との協働によりまちづくりを進めるうえで、市(行政)が果たすべき役割や責務、 考え方などを明確に規定する必要があります。

## 2. いぬみらメンバーの具体的な意見

こうしたら! (提案)	◎市長と職員に分けて、市(行政)の役割と責務 を規定する。
	▶ 市長の役割は「市民の声を聞く」、「リーダーシップ
	をとる」、「市の代表者」など
	▶ 職員の役割は「積極的に市民の意見を把握する」、「能
	力の向上、知識の習得」、「地域社会の一員であるこ
	とを自覚する」など
その理由	●選挙で選ばれた市長と自治体に就職している職員とは、役割と責務に
	違いがあるはずだから。
	●執行機関という言葉はわかりにくいから。

#### くこんな意見も>

- ・市長は、自治体の経営方針を明らかにする。
- ・市長は、要望に迅速に対応する。
- ・職員は全体の奉仕者であることを自覚する。
- ・市長、職員ともに「市民のために」、「市民とともに」という気持ちを持ち、「市民の声を聞く」。
- 市長も職員も公平、公正、誠実を心掛ける。

## 3. 参考: 他自治体における条文

#### 【一宮市】

(市長の役割及び責務)

- 第19条 市長は、市民のため、公正かつ誠実に市政を運営します。 (執行機関の役割及び責務)
- 第20条 執行機関は、公平、公正、誠実、迅速及び効果的に事務を執行するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市民のニーズの的確な把握に努めます。
- 2 執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるとともに、職員の職務能力の向上を図るよう努めます。

#### 【安城市】

(市長等の責務)

第12条 市長は、市の代表者として、自治体経営の方針を明らかにし、その実現のため、誠実かつ公正

に職務を遂行します。

- 2 市長その他の執行機関は、職員の指揮監督を適切に行い、職員の能力向上を図ります。 (職員の責務)
- 第13条 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚して、積極的にまちづくりを推進します。
- 2 職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、自発的に知識の習得その他能力の向上に取り組みます。

#### 【江南市】

(執行機関等の責務)

- 第17条 市長は、市民自治によるまちづくりを推進し、市民の意思が反映されるような行政経営をします。
- 2 執行機関等は、公正で効果的な行政経営に努めるとともに、基本的な政策の形成、執行、評価等の内容について、市民及び事業者等に対して適切な時期及び方法により説明しなければなりません。
- 3 執行機関等は、市民及び事業者等の市政に関する要望等に迅速に対応し、公正かつ中立な立場でその権利利益の保護を図るよう努めます。

(市職員の責務)

第18条 市職員は、市民がまちづくりの主役であることを踏まえ、職務能力の開発に努め、市民とともに意欲をもってまちづくりを行います。

#### 【小牧市】

(行政の責務)

- 第10条 行政は、まちづくりの基本理念及び基本原則にのっとり、まちづくりを通じて、市民福祉の増進かつ健全な社会の発展を図らなければなりません。
- 2 行政は、まちづくりを進めるに当たっては、機能的な組織体制を整え、組織の横断的な連携を図るとともに、行政運営を継続的に改善し、時代の変化に柔軟に対応しなければなりません。

(市長の青務)

- 第11条 市長は、市の代表者として、市を統轄し、その権限と責任のもとにまちづくりを進めなければ なりません。
- 2 市長は、市民の意向を踏まえ、市政を公正かつ誠実に運営しなければなりません。

(職員の責務)

- 第12条 行政の職員は、専門的知識の習得に向けて研さんし、課題解決能力を高めなければなりません。
- 2 行政の職員は、市民の意見を真摯に受け止め、知識及び能力を活かして、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

#### 【岩倉市】

(市長の役割と責務)

- 第8条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。
- 2 市長は、第4条に規定する自治の基本原則に基づき、まちづくりを推進し、市民からの信託に応えな ければなりません。
- 3 市長は、市民の夢を育て、実現する存在でなければなりません。 (職員の役割と責務)
- 第9条 職員は、市民のために、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。
- 2 職員は、市民の意見の把握及び情報収集に努めるとともに、積極的に協働のまちづくりを推進しなければなりません。
- 3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません。

#### 【日進市】

(市長の役割と青務)

- 第13条 市長は、この条例を遵守し、市民の信託に応え、公正、公平かつ誠実に市政を運営し、市民主体の自治を推進しなければなりません。
- 2 市長は、市政の総合的かつ計画的な展望及び方針を示し、その実現に取り組まなければなりません。
- 3 市長は、市職員を適切に指揮監督し、リーダーシップを発揮して、市政の運営を行わなければなりません。

(市職員の役割と責務)

第14条 市職員は、市民との信頼関係づくりに努め、市民全体のために、公正、公平かつ誠実に職務を

遂行し、市民主体の自治を推進しなければなりません。

2 市職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組まなければなりません。

#### 【大口町】

(町の執行機関の責務)

- 第8条 町の執行機関は、この条例の目的と基本理念を理解し、責任を持って行政を推進しなければなりません。
- 2 町の執行機関は、参加と協働のまちづくりを進めるために必要な環境整備と基盤整備に努めなければなりません。
- 3 町の執行機関は、参加と協働のまちづくりの意味を理解し、意識改革や技能の向上を図らなければなりません。

#### 【弘前市】

(執行機関の役割)

- 第14条 執行機関は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。
- (1) 市民の生命、身体及び財産を守るとともに、福祉の向上を図ること。
- (2) 法令、条例等を遵守し、及びこの条例の基本理念等を十分に認識し、誠実公正に事務を管理し、及び執行すること。
- (3) 市民等のまちづくりを支援すること。
- (4) 市民にとって分かりやすい組織とすること。
- 2 執行機関の職員は、まちづくりにおいて、執行機関の方針、この条例の基本理念等を十分に認識し、 忠実かつ着実に職務を遂行するとともに、市民の立場に立って、懇切丁寧に職務を遂行する役割を担う ものとします。

4. 市民参加・協働のしくみとルール

## 4-① 市民参加

## 1. いぬみらメンバーが考えた基本的方向性

- ■市民参加の仕組みに関する基本的な考え方を条例に記載します。
  - ●協働のまちづくりを推進していくためには、市政やまちづくりへの市民参加の仕組みについて 記載する必要があります。
  - ●「参加を強制しないこと」、「不参加による差別を禁止すること」を記載するかどうかについて は、さらなる検討が必要です。

## 2. いぬみらメンバーの具体的な意見

	◎市民参加の仕組みに関する基本的な考え方のみ
	記載する。
	▶ 市民とまちづくり情報を共有する
	多くの市民参加の場や機会を設ける
こうしたら!	▶ 参加しやすい多様な工夫と環境づくりに努める
(提案)	▶ 市民、議会及び行政は、市民参加の結果を尊重し、
	本市のまちづくりに反映させるよう努める
	◎市民参加の具体的な仕組みについては、別の条
	例に委任する。
	> 今後、「市民参加条例」等を市民参画により策定
	●基本条例なので、大枠や大原則を記載する。
	●条例の評価・検証項目として、市民参加の入口から出口まで設定して
	おく必要がある。条例の実効性を保つために不可欠な要素。
	●市民の権利(知る権利、参加する権利)とリンクさせる。ひとり一人
スの理由	が主人公としてまちづくりに参加することを保証する。
その理由	●具体的な仕組みについては、もっと十分な議論が必要。
	●本条例に記載することで、条例に縛られたり、間口が狭くなる可能性
	がある。別条例のほうが柔軟に運用・見直しができる。
	●参加を強制しないことを記載することで、自由さを強調できる反面、
	ネガティブに捉えられる可能性がある。

## 3. 参考:他自治体における条文

#### 【一宮市】

(情報共有)

- 第7条 市が保有する情報は、市民との共有物であって、市は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。
- 2 市民が保有する公共的活動に関する情報は、まちづくりを進めるために有用であり、市民及び市は、

これを適正に共有するよう努めます。

(市民の参加の機会の保障)

- 第8条 市は、市民の市政への参加の権利を保障するため、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。
- 2 市は、多様な方法を用いて市民の意見や提案を求め、これを市政の運営に反映するよう努めなければ なりません。

(協働によるまちづくり)

- 第13条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進していくものとします。
- 2 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。

#### 【安城市】

(市民参加)

第14条 市民参加の権利を保障するため、市長は、別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的と 認められる市民参加の手法を用意します。

#### 【江南市】

(市民及び事業者等のまちづくりへの参加)

- 第11条 市民及び事業者等(まちづくり組織を除きます。)(以下「市民等」といいます。)は、まちづくり組織の活動に、自主的に参加するよう努めます。
- 2 前項の規定による参加をする市民等は、交流しながら相互に助け合うとともに、地域課題の解決等に向けて協力し、行動するよう努めます。
- 3 執行機関等は、まちづくりへの参加者の対等性を確保するために、子どものまちづくりへの参加、多文化共生への配慮等をするよう努めます。

(地域の自治力の向上)

第12条 地縁による団体は、地域住民の自主的な参加のもとに、地域課題の解決を図るなど、まちづくりを推進することにより、自治力の向上に努めます。

(まちづくり組織の運営)

第13条 まちづくり組織は、誰もが参加しやすい運営に努めることとし、必要に応じて他の組織と協働 しながら、地域課題の解決等を図ります。

(まちづくり組織への執行機関等の支援)

- 第14条 執行機関等は、市民等がまちづくり組織の活動に参加しやすい環境づくりを積極的に行うものとします。
- 2 執行機関等は、まちづくり組織の設立及び活動を支援するよう努めます。
- 3 執行機関等は、まちづくりを推進する人材の育成を図ること、まちづくり組織間の交流の機会を設けること等により、まちづくりの活発化を推進するよう努めます。

#### 【小牧市】

(まちづくりへの参加)

第13条 市民は、まちづくりに関心を持ち、一人一人が自らの意思で、まちづくりに参加するものとします。

(地域における自治組織の活動)

- 第14条 市民は、地域における自治組織(以下「地域自治組織」といいます。)の活動の意義を理解し、協力することに努めるものとします。
- 2 市民は、地域自治組織の活動を通じて交流を図り、互いに理解を深め、信頼し、支え合い、助け合うよう努めるものとします。
- 3 市民は、地域における生活課題を共有し、地域自治組織の活動を通じて、課題の解決に取り組むよう努めるものとします。
- 4 議会及び行政は、地域自治組織が自律し、効果的かつ継続的に活動できるよう、必要な支援を行うものとします。

(市民の公益的活動)

- 第15条 市民は、ボランティア活動その他の市民の公益的活動に関心を持ち、市民の公益的活動がまちづくりに役立つことを認識するよう努めるものとします。
- 2 市民の公益的活動に取り組むものは、それぞれの特性を活かし、専門性を高め、更に、それぞれの活動に自立して取り組み、まちづくりの推進力となるよう努めるものとします。
- 3 市内で事業を行う個人、法人又は団体は、地域の一員として、地域に貢献する活動を行うよう努める

ものとします。

4 議会及び行政は、市民の公益的活動の自主性及び自発性が発揮されるよう必要な支援を行うものとします。

(協働の推進)

- 第16条 地域自治組織の活動又は市民の公益的活動を行うものは、互いに協働することに努めるものとします。
- 2 市民、議会及び行政は、積極的に協働を進め、まちづくりの推進力を高めていくものとします。 (人材の発掘及び育成)
- 第17条 市民、議会及び行政は、まちづくりの情報を広く発信し、積極的にまちづくりへの市民の参加 の機会を設け、まちづくりに率先して行動する人材の発掘及び育成に努めるものとします。

#### 【岩倉市】

(市民参加と協働)

- 第10条 議会及び執行機関は、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するため、政策等の立案・実施・評価のそれぞれの過程において多様な参加の機会を設けるとともに、参加しやすい環境の整備に努めるものとします。
- 2 議会及び執行機関は、市民参加により得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう 努めるものとします。
- 3 市民、議会及び執行機関は、市政及びまちづくりに当たり、互いの役割と責務の下に、対等な立場で 連携し、協力するとともに、協働のための環境づくりに努めるものとします。
- 4 前各項に定めるもののほか、市民参加と協働に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

#### 【日進市】

(市民参加)

- 第15条 市民は、市政に関わる政策等の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、自主的に参加することができます。
- 2 子どもは、それぞれの年齢にふさわしいかたちで市政に参加することができ、能力に応じた役割を果たすことができます。
- 3 市民は、子どもが能力に応じた役割を果たすことができるよう、適切な支援に努めます。
- 4 市議会及び市の執行機関は、市民が市政に参加する場や機会を多く提供し、誰もが参加しやすい多様な工夫と環境づくりを行わなければなりません。
- 5 前各項に規定する市民参加に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

#### 【大口町】

※第2章 基本理念で(参加と協働の基本的な約束)と(参加と協働の効果)を位置づけている。

(参加と協働の基本的な約束)

- 第4条 参加と協働については、次のことを基本的な約束とします。
- (1) 参加と協働は、まちづくりの担い手の意思と判断によるものであり、強制されることはありません。
- (2) まちづくりの担い手の自主的な活動や参加と協働は制限をされず、また干渉を受けません。
- (3) 子ども(満20歳未満の個人をいいます。)も、参加と協働のまちづくりに加わり活動する権利が認められます。
- (4) 議会と町の執行機関は、まちづくりの担い手が参加と協働を進めることができるよう努めなければなりません。
- (5) 町の執行機関は、まちづくりの担い手の自主的な活動が促進されるよう必要な連絡、調整等に努め、 互いに平等な関係を実現しなければなりません。
- (6) まちづくりの担い手は、町の執行機関が保有する情報について、正確な内容により積極的に公開を 受ける権利が認められています。
- (7) まちづくりの担い手は、町の執行機関と協働で行う事業に関して説明をする機会、参加の機会や事業の成果に関して報告する機会が認められます。

(参加と協働の効果)

- 第5条 参加と協働は、次のようなまちづくりを実現します。
- (1) まちづくりの担い手が持つ知恵や工夫がまちづくりに活かされます。
- (2) まちづくりの担い手が得意とする分野と町の執行機関が得意とする分野を活かしあうことにより、無駄なく効果的な課題解決が図られます。
- (3) 多様なまちづくりの担い手により、様々な状況に応じてきめ細かな活動や援助を提供することができます。
- (4) 地域自治組織が地域自治を担うことにより、その地域に根差した課題を効果的に解決することができます。
- (5) 町の執行機関が、まちづくりの担い手に対し説明責任を果たすことで、互いの信頼関係を築くことができます。
- ※「第5章 参加と協働の約束に基づく制度」で、(まちづくり提案会議)や(政策検討会議)など、計6 条にわたってかなり詳細にわたって参加と協働の制度を位置づけている。

(まちづくり提案会議)

- 第12条 住民の連署により大口町全体を対象とする政策の提案があったときには、「公平」「発展」「安全」「共生」「協働」の実現を基準として、政策の提案者と町の執行機関がその提案の必要性、実現の可能性等について共同で検討します(この後、この手続きを「まちづくり提案会議」といいます。)。ただし、次の事項はまちづくり提案会議の対象となる事項から除きます。
  - (1) 町の執行機関の権限でない事項
  - (2) 議会や町の執行機関の人事に関する事項
- (3) 既にまちづくり提案会議で検討の対象とした事項や規則の定めるところにより、まちづくり提案会議において検討することが適さないと判断され、その旨を公表した事項で、再度検討を行うことを要しないと認められる事項
- (4) 第1号から第3号に定めるもののほか、まちづくり提案会議の対象とすることが適当でないと認められる事項

(政策検討会議)

- 第13条 町の執行機関は、住民の生活や活動とまちづくりの担い手の活動に大きく影響を及ぼすことが 考えられる政策の実施に当たっては、事前にその政策の目的、目標、方法その他必要な情報を、住民又 はまちづくりの担い手に説明し、意見や提案を受けるものとします(この後、この手続きを「政策検討 会議」といいます。)。
- 2 町の執行機関は、次のことを公表するものとします。ただし、大口町情報公開条例(平成11年大口町条例第28号。この後「情報公開条例」といいます。)第7条各号の情報に当たるものについては、公表しないものとします。
- (1) 意見や提案を受けようとする計画、条例、制度等の案やこれらに関連する資料
- (2) 政策検討会議に参加できる者の資格
- (3) 政策検討会議を開催する日時と場所
- 第14条 重要な計画や条例を策定し、又は変更するときは、事前に町の執行機関は次のことを公表して、 住民又はまちづくりの担い手の意見や提案を受けるものとします(この後、この手続きを「意見公募手 続」といいます。)。
- (1) 意見や提案を受けようとする計画、条例、制度等の案やこれらに関連する資料
- (2) 意見や提案を行うことができるものの範囲
- (3) 意見や提案の提出先と提出の方法
- (4) 意見や提案の提出期間

(制度の選択)

- 第15条 町の執行機関は、政策検討会議又は意見公募手続のどちらかの方法を選択できるものとします。 (出前対話)
- 第16条 まちづくりの担い手から町の政策について、説明の要望があるときは、町の執行機関はその説明を行い、又はまちづくりの担い手との意見交換を行うものとします(この後、この手続きを「出前対話」といいます。)。

(地域懇談会)

第17条 町長は、毎年4月から翌年の3月までの間に一回以上小学校区ごとに、議会、地域自治組織その他の様々なまちづくりの担い手とともに、大口町のまちづくりについて意見交換を行うものとします (この後、この手続きを「地域懇談会」といいます。)

#### 【弘前市】

(協働の推進)

第15条 市民等、議会及び執行機関は、協働のあり方を具体化したまちづくりの仕組みを形式的に用いるだけでなく、第5条に規定する基本理念等に定める協働の趣旨を十分に認識し、及び尊重するよう努めるものとします。

### 参加は強制されない旨や不参加による差別を受けない旨を記載している自治体

## 【一宮市】

(市民の役割)

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参加しなければなりません。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。

#### 【大口町】

(参加と協働の基本的な約束)

- 第4条 参加と協働については、次のことを基本的な約束とします。
- (1) 参加と協働は、まちづくりの担い手の意思と判断によるものであり、強制されることはありません。
- (2) まちづくりの担い手の自主的な活動や参加と協働は制限をされず、また干渉を受けません。
- (3) 子ども(満20歳未満の個人をいいます。)も、参加と協働のまちづくりに加わり活動する権利が認められます。

### 参考

#### 【柏崎市】

(参加する権利)

第7条 市民は、だれでも自由に、お互いに平等な立場で、まちづくりに参加する権利を有する。 2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない。

#### 【高浜市】

(市民の権利)

- 第5条 市民は、まちづくりに参画する権利があります。
- 2 市民は、まちづくりに関し、議会及び行政が持っている情報を知る権利があります。
- 3 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けません。

# 4-② 子どもの参加の権利

## 1. いぬみらメンバーが考えた基本的方向性

- ■本条例では、子どもの参加の権利について、市民参加とは別に記載します。
  - ●子どもの頃からまちづくりに参加してもらうことで、将来的には主体的に関わってもらえるように、子どもがまちづくりに参加する権利について定めます。

## 2. いぬみらメンバーの具体的な意見

こうしたら! (提案)	◎子どもの参加の権利について特筆して記載す
	る。
	まちづくりに関わる者は、子どもたちが愛着を持て
	るように努める。
	子どもたちが参加しやすい環境づくりに努める。
その理由	●子どもの時からまちづくりに参加する、地域のことを考える機会を持
	ってもらいたいから。

## 3. 参考:他自治体における条文

#### 【一宮市】

(子どもの参加の機会の保障)

第9条 市は、子どものころから自らのまちに愛着を持てるよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めなければなりません。

#### 【安城市】

※特に位置づけなし

#### 【江南市】

(市民及び事業者等のまちづくりへの参加)

- 第11条 市民及び事業者等(まちづくり組織を除きます。)(以下「市民等」といいます。)は、まちづくり組織の活動に、自主的に参加するよう努めます。
- 2 前項の規定による参加をする市民等は、交流しながら相互に助け合うとともに、地域課題の解決等に向けて協力し、行動するよう努めます。
- 3 執行機関等は、まちづくりへの参加者の対等性を確保するために、子どものまちづくりへの参加、多文化共生への配慮等をするよう努めます。

(町民の権利)

- 第5条 町民は、東郷町において、安全かつ安心で幸せに暮らすことができます。
- 2 町民は、議会及び町が保有しているまちづくりの情報を知ることができます。
- 3 町民は、まちづくりに参画することができるとともに、子どもは、それぞれの年齢にふさわしい形で まちづくりに参画することができます。

#### 【小牧市】

※特に位置づけなし

#### 【岩倉市】

※特に位置づけなし 「子ども条例」に位置付けられているため。

#### 【日進市】

(市民参加)

- 第15条 市民は、市政に関わる政策等の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、自主的に参加することができます。
- 2 子どもは、それぞれの年齢にふさわしいかたちで市政に参加することができ、能力に応じた役割を果たすことができます。

#### 【大口町】

(参加と協働の基本的な約束)

- 第4条 参加と協働については、次のことを基本的な約束とします。
- (3) 子ども(満20歳未満の個人をいいます。)も、参加と協働のまちづくりに加わり活動する権利が認められます。

#### 【弘前市】

(子どもの権利等)

- 第10条 子どもは、まちづくりにおいて、次に掲げる権利を有するものとします。
- (1) まちづくりに参加する権利
- (2) まちへの愛着心及び主体的に考える力を育む機会を与えられる権利
- 2 子どもは、前項の権利を有することを基本として、自信を持って、まちづくりに関わり、その経験を積む役割を担うものとします。

# 4-③ 協働、市民活動・地域自治活動の推進

## 1. いぬみらメンバーが考えた基本的方向性

- ■地区ごとに多様な自治の単位が存在する犬山市では、自治の推進単位を「区、自治会等」、「小学校区単位ごと等の地域自治組織」、「コミュニティ」などを含む「地縁の組織(地縁コミュニティ)」と、「NPO等の市民活動団体(志縁コミュニティ)」の二つに整理します。
- ■協働の仕組みに関する基本的な考え方を条例に記載します。
- ■地縁コミュニティ、志縁コミュニティによる活動を保証するための具体的な仕組みについては、 別の条例に委任します。
  - ●特定の目的を持った人たちが集まり、市民活動やボランティア活動を行う「志縁コミュニティ」と身近な地域で地縁活動、地域自治活動などを行う「地縁コミュニティ」の役割や努めるべき 事項、こうした団体の活動を保証するための仕組みなどについて規定する必要があります。
  - ●平成 13 年に制定された「犬山市市民活動の支援に関する条例」と本条例との関係性について も検討が必要です。

## 2. いぬみらメンバーの具体的な意見

	◎自治の推進単位を「地縁コミュニティ」と、「志縁コミュニティ」の二つに整理し、各種団体や活動を規定する。
こうしたら! (提案)	◎協働を推進するための基本的な考え方のみ記載
	する。
	▶ 協働によるまちづくりを推進する
	▶ 協働を推進するための支援制度等の整備
	▶ 協働推進のための人材育成や交流機会の提供
	◎協働推進や団体の活動を保証するための具体的
	な仕組みについては、別の条例に委任する。
	▶ 市民活動支援条例を地縁コミュニティも含む内容に
	改正する。
その理由	<ul><li>●地縁団体や NPO など、主体ごとに参加と協働の仕組みは異なるため、 この条例の中で具体的に記載することは難しい。</li><li>●基本的な考え方を記載することで、条例制定時の意図を汲んだ評価・</li></ul>
	検証のためのツールになる。
	●協働のまちづくりを推進する土台として、市民が積極的にまちづくり
	に参加できるようにするための支援制度は必要。 ●犬山市に存在する多様な地縁コミュニティが、連携し合って協働で活
	動することが重要だから。

● これまで「志縁コミュニティ」の活動を促進してきた市民活動支援条例を活かしながら、「地縁コミュニティ」も支援できるようにバージョンアップするべき。

## 3. 参考:他自治体における条文

#### 【一宮市】

(協働によるまちづくり)

- 第13条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進していくものとします。
- 2 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。 (地域活動団体)
- 第14条 地域活動団体は、地域内の住民で構成される、まちづくりに欠くことのできない存在であり、 これをまちづくりの主体として位置付けます。
- 2 地域活動団体は、地域内の住民の意見の集約を図り、その地域における公共的課題の解決に努めるものとします。
- 3 地域活動団体は、運営ルールを明確にするとともに、開かれた運営を行い、地域内の住民が参加しやすいように活動を行います。
- 4 地域内の住民は、地域活動団体がまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに、その活動に積極的に参加し、協力するよう努めます。

(非営利活動団体)

- 第15条 非営利活動団体は、自主的に公共的活動を行う、まちづくりに欠くことのできない存在であり、 これをまちづくりの主体として位置付けます。
- 2 非営利活動団体は、自らの公共的活動を行うとともに、他の非営利活動団体等との連携を図りながら、課題の解決に努めるものとします。
- 3 非営利活動団体は、地域社会の一員として、それぞれの活動がまちづくりに関与しているという意識を持ち、市民が参加しやすいように活動を行います。

(地域活動団体等への支援)

第16条 市民及び市は、地域活動団体及び非営利活動団体が活発に活動を行うために必要な支援を行います。

(地域におけるまちづくり)

第17条 市は、地域の意思を反映させ、地域内の住民が自主的に身近な地域の課題の解決を図り、地域のことは地域内の住民が自ら考え、実行できるようにするため、連区(地域の合意による複数の町内会で形成された区域をいいます。)単位でまちづくりをすすめるための施策を講じます。

#### 【安城市】

(コミュニティ)

- 第15条 コミュニティは、まちづくりの担い手として、自主的にまちづくりに取り組むよう努めます 2 市民は、コミュニティの意義と役割について理解を深め、積極的にコミュニティに加わり、又はその 活動に参加するなど、コミュニティを守り育てるよう努めます。
- 3 市長は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動の支援に努めます。

#### 【江南市】

(市民及び事業者等のまちづくりへの参加)

- 第11条 市民及び事業者等(まちづくり組織を除きます。)(以下「市民等」といいます。)は、まちづくり組織の活動に、自主的に参加するよう努めます。
- 2 前項の規定による参加をする市民等は、交流しながら相互に助け合うとともに、地域課題の解決等に 向けて協力し、行動するよう努めます。
- 3 執行機関等は、まちづくりへの参加者の対等性を確保するために、子どものまちづくりへの参加、多文化共生への配慮等をするよう努めます。

(地域の自治力の向上)

第12条 地縁による団体は、地域住民の自主的な参加のもとに、地域課題の解決を図るなど、まちづくりを推進することにより、自治力の向上に努めます。

(まちづくり組織の運営)

第13条 まちづくり組織は、誰もが参加しやすい運営に努めることとし、必要に応じて他の組織と協働 しながら、地域課題の解決等を図ります。

(まちづくり組織への執行機関等の支援)

- 第14条 執行機関等は、市民等がまちづくり組織の活動に参加しやすい環境づくりを積極的に行うものとします。
- 2 執行機関等は、まちづくり組織の設立及び活動を支援するよう努めます。
- 3 執行機関等は、まちづくりを推進する人材の育成を図ること、まちづくり組織間の交流の機会を設けること等により、まちづくりの活発化を推進するよう努めます。

#### 【小牧市】

(まちづくりへの参加)

第13条 市民は、まちづくりに関心を持ち、一人一人が自らの意思で、まちづくりに参加するものとします。

(地域における自治組織の活動)

- 第14条 市民は、地域における自治組織(以下「地域自治組織」といいます。)の活動の意義を理解し、協力することに努めるものとします。
- 2 市民は、地域自治組織の活動を通じて交流を図り、互いに理解を深め、信頼し、支え合い、助け合うよう努めるものとします。
- 3 市民は、地域における生活課題を共有し、地域自治組織の活動を通じて、課題の解決に取り組むよう 努めるものとします。
- 4 議会及び行政は、地域自治組織が自律し、効果的かつ継続的に活動できるよう、必要な支援を行うものとします。

(市民の公益的活動)

- 第15条 市民は、ボランティア活動その他の市民の公益的活動に関心を持ち、市民の公益的活動がまちづくりに役立つことを認識するよう努めるものとします。
- 2 市民の公益的活動に取り組むものは、それぞれの特性を活かし、専門性を高め、更に、それぞれの活動に自立して取り組み、まちづくりの推進力となるよう努めるものとします。
- 3 市内で事業を行う個人、法人又は団体は、地域の一員として、地域に貢献する活動を行うよう努める ものとします。
- 4 議会及び行政は、市民の公益的活動の自主性及び自発性が発揮されるよう必要な支援を行うものとします。

(協働の推進)

- 第16条 地域自治組織の活動又は市民の公益的活動を行うものは、互いに協働することに努めるものとします。
- 2 市民、議会及び行政は、積極的に協働を進め、まちづくりの推進力を高めていくものとします。 (人材の発掘及び育成)
- 第17条 市民、議会及び行政は、まちづくりの情報を広く発信し、積極的にまちづくりへの市民の参加 の機会を設け、まちづくりに率先して行動する人材の発掘及び育成に努めるものとします。

#### 【岩倉市】

(市民自治活動)

- 第11条 市民は、それぞれの地域における地域団体による活動を通じて、市民自治活動の推進に努める ものとします。
- 2 市民は、市民活動団体による活動を通じ、それぞれの役割の下で、自らできることを考え、行動し、 市民自治活動の推進に努めるものとします。
- 3 市民は、自治の担い手であることを自覚するとともに、地域団体及び市民活動団体の役割を認識し、 これらを守り育てることに努めるものとします。
- 4 市民と議会及び執行機関は、市民が第1項及び第2項の活動を通じて地域課題を解決しようとする場合には、互いに補完し合うものとします。
- 5 地域団体及び市民活動団体は、市民自治活動を推進するために、団体相互の連携及び協働に努めるものとします。
- 6 議会及び執行機関は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとします。

#### 【日進市】

(市民自治活動)

- 第16条 市民は、それぞれの地域において、住民自治組織等によるコミュニティ活動を通じ、市民自治 活動の推進に努めます。
- 2 市民は、NPO 等によるコミュニティ活動やボランティア活動を通じ、それぞれの役割のもとで、自らできることを考え、行動し、市民自治活動の推進に努めます。
- 3 市民は、コミュニティが市民主体の自治の重要な担い手となることを認識し、これを守り育てるよう 努めます。
- 4 市の執行機関は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとします。
- 5 前項に規定する市民自治活動の支援に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

#### 【大口町】

(地域自治組織の定義)

- 第9条 地域自治組織は、地域のつながりを基礎にした住民にとって身近な公共的組織であり、「自立と共助の精神」を持って地域共通の課題解決に努め、住民のより良い暮らしの実現を目指し活動する組織です。 2 地域自治組織は、住民が主体になって地域の特色に応じた価値の創造や地域固有の課題解決が進められるよう、おおむね小学校区を単位とした区域で設立された次に掲げる組織をいいます。
  - (1) 大口町南地域自治組織(平成25年12月8日設立)
  - (2) 大口町北地域自治組織(平成25年7月7日設立)
- (3) 大口町中地域自治組織(平成25年7月28日設立)

(地域自治組織の役割)

- 第10条 地域自治組織は、住民一人ひとりの自立と共助の精神のもとに、自ら解決できる地域の課題については、自らが考え決定し主体的に取り組むものとします。
- 2 地域自治組織は、自らが解決できない地域の課題については、町の執行機関やその他のまちづくりの担い手と連携し、その解決を図るものとします。

(地域自治組織と町の執行機関の関係)

- 第11条 町の執行機関は、地域自治組織が地域自治を担うために必要となる組織や制度の整備について 地域自治組織と話し合い取り組みます。
- 2 町の執行機関は、地域自治組織の自立性と自主性を尊重し、地域自治を実現するために必要な権限と財源を地域自治組織に委ねるものとします。

#### 【弘前市】

(コミュニティの役割)

- 第11条 コミュニティは、まちづくりにおいて、次の各号に掲げるコミュニティの区分に応じ、当該各 号に定める役割を担うものとします。
  - (1) 町会その他の地縁を基盤とした団体 担い手の育成に努め、その組織、活動等の充実を図り、それらを継承していくこと。
- (2) 市民活動団体その他のテーマで結び付いた団体 当該団体相互の連携に配慮するとともに、専門性を 生かした取組をすること。

# 4-4 住民投票

## 1. いぬみらメンバーが考えた基本的方向性

- ■住民投票については、個別設置型の条例をその都度定めることができること念押し規定として定めます。
  - ●住民投票は、特定の問題について住民が直接意思を示すことができる制度です。
  - ●常設型の住民投票条例を設置した場合には、要件を満たした場合には確実に実施できることや、 短期間で実施できることなどのメリットがある反面、制度の乱用につながる恐れや、頻繁に実 施された場合の経費負担の問題などがあります。
  - ●一方で、個別設置型の住民投票条例は、個別案件ごとに投票の必要性を議会で審議することにより、制度の乱用を防止することができますが、実施までに時間がかかる、直接請求が成立しても条例を議会で否決した場合は住民投票が実施できないというデメリットがあります。
  - ●現行の法制度の中でも、首長や議員の提案または直接請求により、議会の議決を経て条例を制 定し、住民投票を実施することが可能です。

## 2. いぬみらメンバーの具体的な意見

こうしたら!	◎住民投票については、念押し規定として定める。	
(提案)	▶ 個別設置型として、その都度条例を定める。	
その理由	●署名を集めるときに、集める側の一方的な意見だけを聞いて署名して	
	しまうことがあったりするので、個別設置型にして議会のチェックを 受ける必要がある。	
	●有権者の多くが署名して、本当に投票が必要な状況なら、議会でも住	
	民投票の実施が認められるはず。	
	●市長や議員を選ぶのは市民であり、選挙の時に候補者がどんな人なの	
	かを理解して投票すればよいのでは?	
	●協働のまちづくり基本条例であるならば、市民から行政への発案型の	
	条例がよい。住民投票を実施する前に、市民の意見が取り入れられる	
	ことが重要。	

#### くこんな意見も>

- なんでもありになってしまう恐れがある。
- まちが二分する可能性がある。
- ・住民投票を実施するときに、市民が双方のメリット、デメリットをしっかりと理解したうえで 投票できるようにするのは、かなり難しいのでは?

## 3. 参考:他自治体における条文

#### 【一宮市】

(住民投票)

第12条 市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるとこ

ろにより、住民投票を実施することができます。

- 2 前項の条例には、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格、成立要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。
- 3 議会及び市長は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重します。

#### 【安城市】

(住民投票)

- 第17条 市長は、市政の特に重要な事項について、直接市民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。
- 2 住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件その他住民投票の実施に必要な事項については、その都度、別に条例で定めます。
- 3 議会及び市長その他の執行機関は、住民投票の結果を尊重します。

#### 【江南市】

(住民投票制度)

- 第25条 市長は、住民の請求等を踏まえ、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。
- 2 市は、住民投票の結果を尊重します。
- 3 住民投票に付すべき事項、投票資格者その他実施に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

#### 【小牧市】

(住民投票)

- 第24条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施する ことができます。
- 2 住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項は、その都度、条例で定めるものとします。

#### 【岩倉市】

(住民投票)

- 第12条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができます。
- 2 住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定めるものとします。
- 3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません

#### 【日進市】

(住民投票)

- 第26条 市長は、日進市に関わる重要な事項について、住民の意思を確認するために、住民投票を実施することができます。
- 2 住民投票は、住民、市議会又は市長の発議があったときに実施します。
- 3 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 4 前3項に規定する住民投票の発議、投票資格者その他住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

#### 【大口町】

(住民投票にかけることができる重要事項)

- 第18条 住民投票にかけることができる町政運営上の重要事項(この後、「重要事項」といいます。)は、 現在又は将来の住民主権の地方自治又は住民の福祉に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるも のとします。ただし、次の事項は住民投票にかけることができる事項から除きます。
  - (1) 町の執行機関の権限でない事項
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 特定の住民又は地域に関係する事項
- (4) 議会や町の執行機関の組織、人事又は財務に関する事項
- (5) 第1号から第4号に定めるもののほか、住民投票にかけることが適当でないと認められる事項 (住民投票の投票権がある者)

第19条 住民投票の投票権がある者(この後、「投票資格者」といいます。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。この後、「公職選挙法」といいます。)第22条の選挙人名簿に登録されている者とします。ただし、選挙人名簿に登録されている者であっても、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第24条の規定により転出の届出をしたものは、投票資格者からは除きます。

(住民からの請求による住民投票)

- 第20条 投票資格者は、前条の投票資格者の総数の10分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、町長に対し、重要事項について住民投票を実施することを請求することができます。
- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。

(住民投票の形式)

第21条 前条第1項に規定する請求による住民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求されたものでなければなりません。

(住民投票の実施)

- 第22条 町長は、第20条の規定により住民投票を実施するときは、直ちにその旨を大口町公告式条例 (昭和25年大口村条例第3号)第4条に基づき告示しなければなりません。
- 2 町長は、前項の規定による告示の日から数えて90日以内に投票日を定め、住民投票を実施するものとします。

(住民投票の成立要件等)

- 第23条 住民投票は、一つの住民投票を行った事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとします。この場合においては、開票作業その他の作業は行わないものとします。
- 2 住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとします。

(投票結果等の告示及び通知)

第24条 町長は、前条の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、第20条第1項の代表者及び議会の議長にこれを通知しなければなりません。

(請求の制限期間)

第25条 この条例による住民投票が実施された場合(第23条第1項の規定により住民投票が成立しなかった場合を含みます。)には、その投票結果の告示の日から3年間は、同一の事項又はその事項と同じ趣旨の事項について、第20条第1項の規定による請求を行うことができません。

(投票結果の尊重)

第26条 住民、議会と町の執行機関は、住民投票の投票結果を尊重しなければなりません。 (状票及び関票)

第27条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票や開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職 選挙法施行令(昭和25年政令第89号)や公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)と大 口町公職選挙管理規程(昭和42年選管規程第1号)の例によるものとします。

#### 【弘前市】

(住民投票)

- 第29条 議員、議会及び市長は、まちづくりに関する重要事項について、直接、住民(第3項の条例で 定める者をいいます。)の意見を確認するため、住民投票に係る条例案を議会に提出することができるも のとします。
- 2 議会及び執行機関は、住民投票の結果を尊重するものとします。
- 3 前2項に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定めるものとします。

#### 【高浜市】

(住民投票)

第14条 市政に関する重要事項について、市民の意思 を確認するため、投票資格を有する市民の請求又 は議会若しくは市長の発議により、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

# 4-5 選挙のあり方

## 1. いぬみらメンバーが考えた基本的方向性

#### ■選挙のあり方について、可能な範囲で規定します。

- ●市民の意見を反映させてくれる代表者を選ぶ選挙は、まちづくりにおいてとても重要なものであり、選挙のあり方について条例で規定することを検討します。
- ●ただし、記載内容については、公職選挙法に抵触しないよう注意する必要があります。

# 2. いぬみらメンバーの具体的な意見

こうしたら! (提案)	◎選挙のあり方について規定する。	
	選挙への関心を高めるために	
	・市民は「選挙は大事だ」という意識を持つ	
	・議会(議員)は自分の思いをわかりやすく伝える	
	・行政は選挙の仕組み、結果をわかりやすく伝える	
	市政に関する情報を共有する機会を設ける。	
	・タウンミーティング、市民まちづくり集会など	
その理由	●選挙に行かないのは、「関心がない」、「わからない」、「何も変わらない」、	
	「メリットがない」などと考えているから。	
	●市の現状や課題がわかれば、選挙の際に何が争点になっているかがわ	
	かるから	

# 3. 参考:他自治体における条文

#### 【新城市】

(市民まちづくり集会)

- 第15条 市長又は議会は、まちづくりの担い手である市民、議会及び行政が、ともに力を合わせてより 良い地域を創造していくことを目指して意見を交換し情報及び意識の共有を図るため、3者が一堂に会 する市民まちづくり集会を開催します。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長及び議会は、市民まちづくり集会を共同開催することができます。
- 3 市長は、特別な事情がない限り年1回以上の市民まちづくり集会を開催します。
- 4 年齢20歳以上の日本国籍を有する住民は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して市民まちづくり集会の開催を請求することができます。
- 5 市民まちづくり集会の開催に関し必要な事項は、別に定めます。

#### 【大口町】

(地域懇談会)

- 第17条 町長は、毎年4月から翌年の3月までの間に一回以上小学校区ごとに、議会、地域自治組織その他の様々なまちづくりの担い手とともに、大口町のまちづくりについて意見交換を行うものとします (この後、この手続きを「地域懇談会」といいます。)。
- 2 地域懇談会の事務は、地域協働部地域振興課で行うものとします。

5. 市政運営

# 5-① 総合計画

# 1. いぬみらメンバーが考えた基本的方向性

- ■市の最上位計画である総合計画の策定について規定します。
  - ●平成23年の地方自治法の改正により、総合計画の策定に関する法的な根拠がなくなりました。 このため、市が総合計画を策定することを担保するためには、条例で規定する必要があります。

## 2. いぬみらメンバーの具体的な意見

# こうしたら! (提案)

- ◎総合計画の策定について規定する。
  - ▶ 重要な施策、優先すべき施策をはっきり示す。
- ▶ 市民のための計画であり、策定には市民参画が必要。

## その理由

●市全体のまちづくりの方向性を示す必要があるが、法的根拠を失っているので、策定根拠が必要。

## 3. 参考:他自治体における条文

#### 【一宮市】

(総合計画)

- 第10条 市長は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。
- 2 市長は、総合計画の策定、見直し及び評価に当たっては、市民に参加の機会を保障します。

#### 【安城市】

(市政運営の基本)

- 第20条 市長は、総合計画を定め、計画的な市政運営を行います。
- 2 市長は、最少の経費で最大の効果が挙げられるように、市政運営を行います。
- 3 市長は、市民のニーズに的確に対応した市政運営を行います。
- 4 市長その他の執行機関の組織は、市民にわかりやすく機能的であるとともに、横断的で柔軟に対応できるものとします。

#### 【江南市】

(基本構想等)

第22条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びその実現のための基本的な計画 を策定します。

#### 【小牧市】

(基本計画及び予算)

- 第19条 市長は、小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、計画的なまちづくりを推進する市政の方針を明らかにし、その基本となる計画(以下「基本計画」といいます。)を定め、市民及び議会に説明し、必要に応じて見直すものとします。
- 2 市長は、予算を議会に提出するに当たっては、基本計画を基礎として調製するものとします。

#### 【岩倉市】

(計画的な市政運営)

第16条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として基本構想、基本計画 及び実施計画を内容とする総合計画(以下「総合計画」といいます。)を策定するものとします。

- 2 市長は、総合計画における基本構想及び基本計画の策定、見直し及び評価に当たっては、市民に参加の機会を保障するものとします。
- 3 市長は、総合計画における基本構想並びにこれに基づく基本計画の策定及び変更その他議会が必要と 認め、市長が認めた計画等については、議会の議決を経なければなりません。

#### 【日進市】

(計画的な市政運営)

第20条 市の執行機関は、この条例に定める基本理念にのっとって総合計画を定め、総合的かつ計画的 な市政の運営を行わなければなりません。

#### 【大口町】

- ※第2条の(用語の意味)で総合計画を「(8) 「総合計画」とは、大口町の最上位計画であり、大口町の 目指すべき将来像を示した構想とそれを具体化するための計画からなるものをいいます。」と定義づけて いる。
- ※また、第8条で以下のように位置づけている。

(町の執行機関の責務)

- 第8条 町の執行機関は、この条例の目的と基本理念を理解し、責任を持って行政を推進しなければなりません。
- 2 町の執行機関は、参加と協働のまちづくりを進めるために必要な環境整備と基盤整備に努めなければなりません。
- 3 町の執行機関は、参加と協働のまちづくりの意味を理解し、意識改革や技能の向上を図らなければなりません。
- 4 町の執行機関は、政策を実施する責任やその結果に対する責任を負うとともに、それらを住民又は まちづくりの担い手に説明する責任を負います。
- 5 町の執行機関は、住民又はまちづくりの担い手の意見を政策に反映するとともに、政策の実施に参加できるよう努めなければなりません。
- 6 町の執行機関は、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるため、議会の議決を経て、総合計画を定めるものとします。
- 7 法令又は条例に規定する計画、経営計画、その他町政運営にかかわる個別の計画を策定しようとするときは、総合計画との整合に配慮し、体系化に努め、計画相互間の連動が図られるようにするものとします。

#### 【弘前市】

(総合計画)

- 第16条 市は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための計画(以下「総合計画」といいます。)を策定しなければならないものとします。
- 2 市は、総合計画を策定するに当たっては、市民参加及び専門的な視点による検討を求めるとともに、 あらかじめ総合計画案を公表し広く意見を求め、市民との協働によるものとします。

# 5-② 条例の検証、見直し

## 1. いぬみらメンバーが考えた基本的方向性

- ■本条例の実効性を担保するために、定期的に条例を評価・検証、見直しを実施し、必要に応じて 改正等の措置を講ずるための決まりを規定します。
  - ●本条例に基づいて、市民、議会、市役所が共に連携しながら協働のまちづくりと自治の実現に 向けて実践できているかどうか、日頃から進捗管理をしていくことが本条例の実効性を確保し ていく上で重要です。
  - ●また、社会環境の変化が著しい今日、本条例が時代のニーズに合致しているかどうか、定期的 に評価・検証、見直しを行う必要があります。
  - ●このため、定期的に条例の評価・検証、見直しを実施し、必要に応じて改正等の措置を講ずる ための決まりを規定します。

# 2. いぬみらメンバーの具体的な意見

	◎「条例の評価・検証、見直しの規定」を設ける	
こうしたら! (提案)	▶ 5年ごとに見直しを実施する。	
	▶ 5年未満における見直しを妨げるものではない。	
	毎年の定点観測等日常的な進捗管理が必要	
	▶ 見直しは市民参画で行う。	
	→ そのため、検証組織を設置する。	
	▶ 検証組織は、市民参画や構成員のバランス等に配慮	
	する旨を明記する。	
その理由	する旨を明記する。  ●条例は制定された時点がゴールではない。制定後、しっかりと条例 運用され、条例の目的を達成するかが大事であり、制定した後の進管理が大切である。 ●検証の時期として「5年ごと」とした理由は、以下のとおり。 ①定期的に行う規定にすることで、評価・検証を行わなくても済んしまう状況を回避するため。 ②短期過ぎると評価・検証のためのコストがかかってしまうから。 ③短期過ぎると検証の効果が表れにくい、効果が見えにくい。5年では、人や市を取り巻く情勢がある程度変化し、見直しの効果がやすい。 ④「5年以内」としなかったのは、見直しの時期と回数が明快になく確実性がある)ため。 ⑤ただし、社会環境の急激な変化等に対応するため、5年未満にある見直しを妨げるものではない。	
	●制定を市民参画で行っているので、見直しも同じ体制で行うべき。 ●公正かつ丁寧な評価・検証を担保するため、検証組織を設置する。	

# 3. 参考: 他自治体における条文

### 【一宮市】

(この条例の見直し)

第25条 市長は、社会情勢の変化等により、この条例の見直しが必要になったときは、市民の意見を広く求めるよう努めます。

### 【安城市】

第8章 条例の見直し

- 第26条 市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、社会状況の変化に照らし、この条例が 市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて、市民参加のもとに検証し ます。
- 2 市長は、前項の規定による検証の結果に基づいて、必要な措置を講じます。

#### 【江南市】

(条例内容の検証)

- 第27条 市は、必要に応じて、市民参加のもとに、この条例と社会情勢の適合性等の検証をするための 組織を設置します。
- 2 市は、前項に規定する検証の結果、必要があると認めるときは、この条例の改正その他適切な措置を講じます。

### 【小牧市】

第6章 検証

第25条 市長は、必要に応じて、市民参加のもとに、社会情勢とこの条例の適合性等の検証を行い、その結果により必要な措置をとらなければなりません。

#### 【岩倉市】

(実効性の確保)

- 第25条 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを検証し、その結果を公表するとと もに、協働によりその改善に努めるものとします。
- 2 市長は、この条例が社会情勢又は岩倉市の状況に適しているかどうかを、5年を超えない期間ごとに 協働により検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。
- 3 市長は、市長の附属機関として、この条例を検証し、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項 について審議するため、岩倉市自治基本条例審議会(以下「審議会」といいます。)を置きます。
- 4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

#### 【日進市】

(条例の遵守)

- 第27条 市民、市議会及び市の執行機関は、この条例を遵守しなければなりません。
- 2 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。
- 3 前2項に規定するこの条例の遵守に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。 (条例の見直し)
- 第28条 市長は、この条例の施行の日から5年以内に、この条例が市民主体の自治の推進にふさわしい ものであるかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりませ ん。
- 2 市長は、前項の規定により、この条例を検証した日から5年以内に再び検証するものとし、以降同様と します。
- 3 前2項に規定するこの条例の見直しに関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

#### 【大口町】

(条例の見直し)

第28条 議会と町の執行機関は、地方自治における住民主権を実現するため、この条例が常に社会や大

口町の状況に合った内容になるよう努めなければなりません。

- 2 前項の目的を達成するため、この条例の内容については、平成22年4月1日から数えて4年ごとに 見直しを行うものとします。
- 3 前項の規定は、この条例の4年未満における見直しを妨げるものではありません。

#### 【弘前市】

(条例の実効性の確保)

- 第33条 市長は、この条例に基づくまちづくりを着実に実行するとともに、社会環境の変化に的確に対応し、進化し、及び成長するまちづくりを協働により推進することにより、平和及び人権の尊重並びに市民の幸せな暮らしを実現するため、弘前市協働によるまちづくり推進審議会(以下「審議会」といいます。)を設置するものとします。
- 2 審議会の担任する事務、委員の構成、定数及び任期は、次の表のとおりとします。

担任する事務	委員の構成	定数	任期
(1) この条例と各種計画、事	(1) 知識経験のある者	15人以内	3 年
業等の整合性に関すること。	(2) 公共的団体等の推薦を受		
(2) この条例の見直しに関す	けた者		
ること。	(3) 公募による市民		
(3) 事業遂行等の改善に関す	(4) その他市長が必要と認め		
ること。	る者		

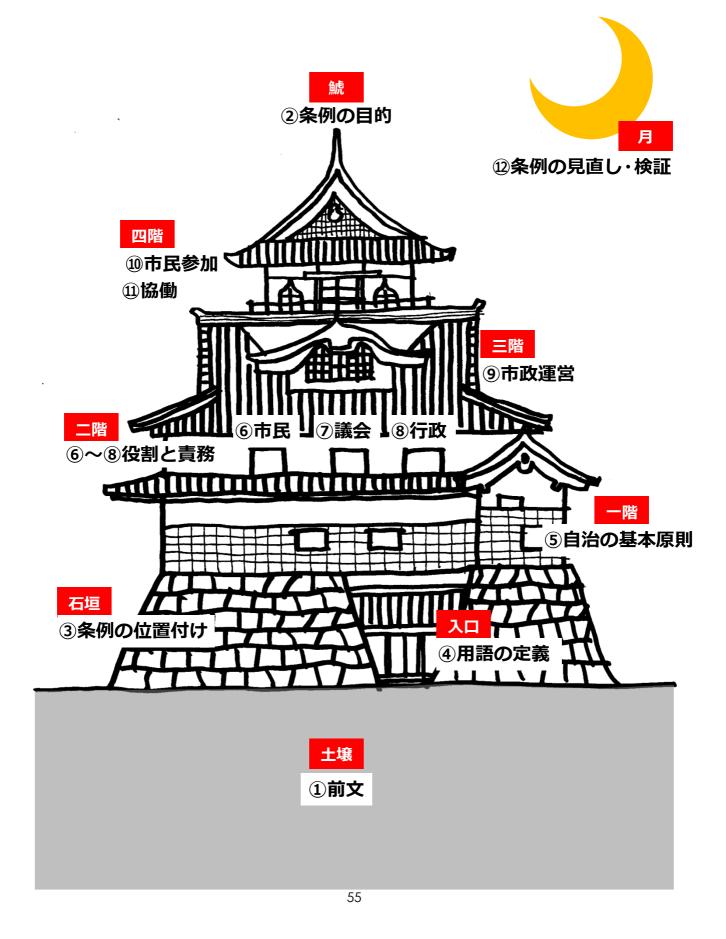
- 3 市長は、審議会に対して、少なくとも毎年度1回、諮問をするものとします。ただし、担任する事務 について、複数年度にわたり審議等を行う必要がある場合その他やむを得ない理由がある場合は、この 限りではありません。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

# 参考資料

## 犬山市協働のまちづくり基本条例

# ホネグミ天守閣

大山市協働のまちづくり基本条例の構成要素をイメージしやすいように、大山城天守に見立 てたものです。



(仮称) 犬山市 協働のまちづくり 基本条例市民会議





# 発行日: 平成29年9月14日(第1号)

8月28日(月)の夜、「(仮称)犬山市協働のまちづくり基本条例市民会議」の第1回を行いました。参加者は、市民、 職員、事務局スタップ等を含めた33名でした。

この会議では、参加者のみなさんが楽しみながら「協働」について学び、意見を出し合い、最終的には(仮称)大山市協働のまちづくり基本条例の制定を目指します。その初回となる今回は、はじめに松田課長からのあいさつ、「条例をなぜ今つくるのか?」という話があり、その後、企画広報課から市民会議の役割やスケジュールなどを説明。

続いて、コミュニケーションゲームなどの「アイスブレイク」で場が一気に和んだあと、「この会やこの条例に期待すること」をそれぞれ考え、意見を出し合いました。そして最後は、アグループに分かれてこの会の名称を考え、アイデアを発表しました。たくさんの笑顔と交流が見られた、かくわくする出発となりました。

8月28日(月) 市役所205会議室にて

【第1回のテーマ】 夢語り ~まちづくりのルールを自分たちで!~

# 1

# はじめのあいさつ / おはなし

なぜいま協働のまちづくり基本条例が必要なの?



人口減少や少子高齢化、若年世代の流出などで、今後、地域の担い手不足やコミュニティの維持が 困難になると予測されます。市は、市民活動を支援 してきましたが、最近の意識調査では、市民活動に 関する数値が下落。将来に向けた改善のために、市 民と行政がともに「協働」するまちづくりを進める必要 があります。そのためには、市民をまちづくりの貴重な

担い手として位置付け、「市民」「議会」「行政」などの役割と責務を明確こしたルールが必要です。そこで新たな条例を作るのですが、その過程で、行政と市民が一緒になって汗をかくことが重要です。この市民会議での策定プロセスそのものが「協働の場」であり、「活躍のステージ」であると考えています。

# 2

# 事務局より

### 市民会議の位置づけとスケジュールは?

ゴールは約2年後、条例を制定することです。市民会議では、今年度末に条例に盛り込むべき内容を、「意見集」として取りまとめます。来年度は意見集をベースに作成された「条文案」の確認を行うとともに、市民や議会との意見交換など、たくさんの方が条例づくりに関われるよう活動を行います。

また、有識者による検証の場として、別に「審議会」を設置し、そこに数名、参画していただきたいと考えています。楽しみながら、学びながらの充実した19ヶ月にしましょう!

## プログラム

- 1. はじめのあいさつ
- 2. おはなし / 事務局より
- 3. ときほぐし(アイスブレイク)
- 4. ティーブレイク
- 5. 夢語リ「希望のりんご」
- 6. ちいさな語り場

「この会の名称を考えよう!」

# 3

# ときほぐし (アイスブレイク)

自己紹介などで、一気に和やかな雰囲気に!



4

# ティーブレイク

ちょっとひとやすみ・・・と思いきや、盛り上がってました。

5

# 夢語り「希望のりんご」

「この会やこの条例に期待するもの」をひとつのりんご に書いて発表し、「希望」のりんごの木が完成しました。 ここでは、みなさんの「希望」を一部抜粋して掲載しま す。



# 6 ちいさな語り場 「この会の名称を考えよう!」

# 名称(案)

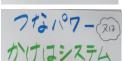


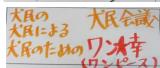


輪。背魚人



ガチで犬山つながり隊(ガチ犬)





最後は、これから活動していくにあたって必要になる「会の名前」をグループに分かれて話し合い、発表しました。

この会をどんな会にしたいのか、この会にどんなことを 期待するのか、夢語り「希望のりんご」で出てきたフレー ズも参考にしながら意見を出し合って、和気あいあいと した雰囲気のグループワークとなりました。

この7つの候補を参考に、次回、ついにこの会の名 称が決まります!

次回は9月19日(火)19:00より 犬山市役所 205会議室にて。

テーマは『犬山ってどんなまち?こんなまち!』です。

### この会や条例にこんなことを期待!

#### つながりを期待!

たくさんの犬山市民とつながること●たくさんの想いを聞いて楽しい犬山市へ●犬山全域をつなぐ架け橋へ

#### 出会いを期待!

●新たな出会いと気づきの場

#### 楽しくなることを期待!

●未来の犬山が今以上に楽しくなる条例●楽しく生活できるまち

#### 自分のスキルアップを期待!

●自分のスキルアップ●普段とは違う楽しさ●成長

## 犬山をもっと好きになることを期待!

●大好きな犬山をもっと大好きになりたい●犬山がよいまちになること

#### 満足感に期待!

●たのしく議論●充実感

#### 若者へ期待!

●市民活動に携わる若者がもっと増えること

#### 役立つ条例になることを期待!

●日常生活に役立つ具体的な条例

# **>**

# ギャラリー市民会議





















発行 & 連絡先 犬山市 企画広報課(担当:小池、渡邉)

TEL 0568-44-0312 (直通)

mail 010100@city.inuyama.lg.jp

# いぬやま未来会議

(仮称)犬山市協働の

まちづくり基本条例市民会議

# NEWS LETTER かわらばん





発行日: 平成29年9月27日(第2号)

9月19日(火)の夜、「(仮称) 犬山市協働のまちづくり基本条例市民会議」の第2回を開催。今回の参加者は、市民、職員、事務局スタップ等を含めて27名でした。

山田市長からはじめのあいさつ、前回の振り返りのあとは、全員で意見を出し合いながら会の名称(通称)を決めました。 続いて、5 グループに分かれて犬山の強み、弱みについて意見を出し合いました。出し合った意見は模造紙にまとめて発表し、 全員で共有。「犬山ってこんないいところがあったんだ!」「確かに、ここはよくないね。」と、犬山のことを見つめなおすことができた、 有意義な時間になりました。

9月19日(火) 市役所205会議室にて

【第2回のテーマ】犬山ってどんなまち?こんなまち!



# 1 はじめのあいさつ(山田市長)



時代が大きく変化する中、今、どんな条例が必要なのか。市民・行政・議会の役割と責任、自治のあり方、市政運営のあり方を考える機会にしたい。また、決まってないことでおろそかになっていることもあると思う。人口減少の中、私たちのまちを運営する基本的なルールを一緒になって考えるという、この機会が大事であり、このプロセスが良い変化に繋がっていくと考えており、闊達な議論を期待している。

∠ 前回のふり

前回のふりかえり / 事務局より

全体トーク「この会の名称を考えよう!」【part2】

みんなが愛着を持てるような「会の名称(通称)」を考えました。前回の話し合いで出された7つの案を参考に、①呼びやすい②どんな集まりかが外の人にもわかる③商標・著作権にひっかからない、というような視点を持ちながら、全員の納得がいくまで話し合いました。

その結果・・・

# \*いぬやま未来会議

(略称:いぬみら)

に決定!わかりやすく親しみのある、素敵ななまえになりましたね。

## プログラム

- 1. はじめのあいさつ
- 2. 前回のふりかえり / 事務局より
- 3. 全体トーク

「この会の名称を考えよう!」 【part2】

- 4. ティーブレイク
- 5. 班分け
- 6. グループワーク

「こんなまちになったらいいな!」

7. グループ発表&全体共有



# 4

# ティーブレイク

ひとやすみ・・・と思いきや、またもや盛り上がっていました。

5

# 班分け

ガエカイノ

グループワーク 「犬山ってどんなまち**?**」





最後こ、「犬山の強みと弱み」について5つのグループに分かれて話し合い、模造紙にまとめたものを全体で共有しました。 ここでは、みなさんから出された意見の一部を掲載します。これらの意見を参考に、前文をはじめ、条例がつくられていきます。

## ここがスキ! 強み・資源

# 自然が豊か!ビューティフル!

●木曽川 ●里山

## 歴史がある!文化がある!

- ●うかい ●犬山祭 ●犬山城 ●犬山城下町
- ●国指定の古墳が2つある
- ●京大研、里山学研などの研究機関がある

#### 住みやすい!

- ●ちょうどいい田舎 ●アクセスがいい
- ●名古屋に近い ●水がおいしい

#### 子育で環境がいい!

●二学期制 ●教育が充実している

#### 市民が元気!

●コミュニティ活動が盛ん

#### みんな犬山がだいすき!

●まちに愛着を持っている人が多い

## ここがキライ! 弱み・課題

#### 田舎すぎる!

- ●車がないと不便 ●バスの本数がない
- ●遊ぶところが少ない ●お店が少ない
- ●田んぼが多い ●道が狭い

#### 観光いまいち!

- ●駅前パッとしない ●地域資源生かしきれてない
- ●お店が少ない ●宿泊までには至らない
- ●観光客で道路が渋滞する ●特産品ない

#### 地域の問題!

- ●地域間の格差 ●地域間の隔たり
- ●市民の一体感がない ●古いしがらみ
- ●若者が活動できる場がない ●高齢化
- ●少し閉鎖的

#### 市民の問題!

●内向き志向 ●保守的な人が多い









# **)**

# ギャラリー市民会議







次回は10月16日(月)19:00より

犬山市役所 205 会議室にて。

テーマは『協働のまちづくり条例の意義・役割して何?』です。

発行 & 連絡先 **犬山市 企画広報課** (担当:小池、渡邉) TEL 0568-44-0312 (直通)

mail 010100@city.inuyama.lg.jp







# 発行日:平成29年11月8日(第3号)

10月16日(月)の夜、「いぬやま未来会議」の第3回を開催。今回の参加者は、市民、職員、事務局スタップ等を含めて33名でした。

はじめのあいさつ、前回の振り返りの後に、アンケートの結果報告があり、その後は面白くてお洒落なアドバイザー・愛知大学教授 鈴木誠先生より、アドバイスと激励の言葉を頂きました。続いて、5つの役に分かれてロールプレイ! さまざまな立場から「それぞれの課題や役割」「犬山で協働のまちづくり条例をつくることの意義」について考えました。グループで出し合った意見は模造紙にまとめて発表し、全体で共有。それぞれの立場になりきることによって、多方面から条例の必要性と意義を考えることができました。

10月16日(月) 市役所205会議室にて

(第3回のテーマ) 協働のまちづくり基本条例の意義・役割って何?

1 2 はじめのあいさつ/松田課長前回のふりかえり/事務局

知恵のわかちあい/えいじさんより

# アンケート結果報告

平成29年9月に「(仮称) 協働のまちづくり基本条例検討のための市民意識調査」を行いました。この調査の目的は、条例をつくるにあたって、地域活動、市民活動への参加状況や参加意向、社会貢献意識や地域での付き合いの程度、市民協働等について市民のみなさんの考えをお聞きすることです。ここでは、そのアンケート結果を皆さんに報告しました。厳しい結果となった設問もありましたが、今後の条例検討の参考となる、興味深い報告でした。【調査結果の一例】

☆ ボランティア・NPOへの関わり

参加経験あり 20.0% 参加経験なし 70.8% 必要・どちらかと言えば必要 74.5% あまり必要ない・必要ない 2.8%

### プログラム

- 1. はじめのあいさつ/松田課長
- 2. 前回のふりかえり/事務局
- 3. 知恵のわかちあい/えいじさん
- 4. 班分け〜班内アイスブレイク
- 5. グループワーク

「なぜ犬山で協働のまちづくり条例が必要なの?それぞれの立場から意義・役割について考えよう!」

- 6. ティーブレイク
- 7. グループ発表&全体共有~ふり かえり
- 8. おわりのあいさつ



# 鈴木先生からのコメント&アドバイス

学生に行ったアンケートでは、地域活動などへの参加意欲は高い。住民同士が協力して良いまちを 創ろうとする時、一から始めるのではなく組織のこれまでのやり方などを工夫することで、関心はあるが参加しづらかった世代の参画を促せるのではないか。条例とは、そのような仕組みを作るものであり、この 会議はそのプロセスを担う。条例が出来た後のまちは必ず変わる。大変だが、皆さんに期待している。

## 班分け~アイスブレイク

# グループワーク







5つのグループに分かれ、割り当てられた役になりきり、それぞれの立場から「条例をつくることの意義」を考えました。

## ① 町内会やコミュニティなりきりチーム

◆意義 高齢者のたすけあい/大人から子どもまで一緒 に参加する/存在を明文化/相互交流・/町内の人間同士 の情報共有の場づくり

## ②市民活動団体や NPO なりきりチーム

- ◆課題 一緒に参加してくれる人が少ない/活動する場所 がない/資金が少ない
- ◆意義 仲間が増えるしくみ/活動予算の確保/活動の 場を確保できるようにするため/協働しやすくなる/ルー ルづくり・範囲をつくる/子育て世代の参画/独立性
- ◆役割 スキルの提供

## ③ 犬山市議会議員なりきりチーム

- ◆課題 市民の声を聞かざるを得ないというプレッシャー /地域活動が増え忙しさが増す
- ◆意義 より顔の見える市にする為に必要/人とのつな がりの場が増え、選挙活動がしやすくなる/誰が何をすべ きか明確になる/デトックス

## 4 市役所職員なりきりチーム

- ◆課題 市の行政だけでまちづくりをしていくのは難しい
- ◆意義 暮らしやすいまちをつくるため!/市民の意見を まちづくりに取り入れるため/犬山のみんなでまちづくりす るため/市民との距離を近づける/全員が共有できる道標 が必要/みんながまちづくりについて考えるきっかけ/職 員の意識を変える/犬山に恋するため/オール犬山

### ⑤ 企業 & 大学なりきりチーム

- ◆意義 人とのつながりをつくる/行政と企業結びつき、 流れが見えるようなしくみづくり/参画するメリットがみえる /学生が集まるように
- ◆役割 社会貢献/施設の開放/商工会による市民活動 支援/学生が経験をつめる場を/人材の地域還元

#### 宿題が出ました!!??

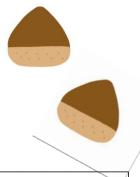
最後に、他自治体の条例を配りました。次回までに内容を読んで もらい、「犬山市の条例にもこういう条文あったらいいな!」と思うと ころを選び、併せてその理由を考えてきてください!

# ティーブレイク グループ発表&全体共有~ふりかえり













#### 次回は11月15日(水)19:00より 犬山市役所 205 会議室にて

テーマは、『条例のホネグミづくり』です。

mail



大山市 企画広報課(担当:小池、渡邉) TEL 0568-44-0312 (直通) 010100@city.inuyama.lg.jp



# NEWS LETTER かわらばん





# 発行日: 平成29年12月12日 (第4号)

11月15日(水)の夜、「いぬやま未来会議」の第4回を開催。今回の参加者は、市民、職員、事務局スタップ等を含めて28名でした。

はじめのあいさつ、前回の振り返りの後に、4つの理に分かれてグループワークを行いました。そこでは、他市町の条例を読み解いて記入した宿題シートを基に「あったらいいなカード」を記入し、「犬山市にこんな条例があったらいいな」という意見を出し合いました。その後は、模造紙にまとめて発表し、全体に共有。

同じ種類の条例でも、市町村によって内容や書き方が異なっていること。条文に書いておくべき大切なこと・重視したいこと。犬山市民には「犬山愛」が溢れていること。今回もたくさんの発見と気づきがありましたね。

11月15日(水) 市役所205会議室にて

第4回のテーマ 条例のホネグミづくり

#### プログラム

- 1. はじめのあいさつ/松田課長
- 2. 前回のふりかえり/事務局
- 3. 班分け〜班内アイスブレイク
- 4 グループワーク

「こんな条文あったらいいナ!犬山に」

- 5. ティーブレイク
- 6 グループ発表&全体共有~ふりかえり
- 7. 次回の予定~おわりのあいさつ



# グループワーク 「こんな条文あったらイイナ!犬山に!

# その① ちったらいいなカード」に書き出し

各自で他市町の条例を読み解いて記入した宿題シートを基に、「あったらいいなカード」を記入しました。制限時間内に意見をどんどん書き出します。

あったらいいなカード





# その② 自分の「あったらいいなカード」を解説しながら、ワークシートに貼り出し共有

記入した「あったらいいなカード」を、解説しながらワークシートに貼り出し、 グループで共有しました。

その際、自分のイチオシのカードから出していき、①~②の見出しに沿って 分類しました。

#### ↓ 分類用の見出し

①前文 ②条例の目的 ③条例の位置づけ ④用語の定義 ⑤自治の基本原則 ⑥市民の役割・責務 ⑦議会の役割・責務 ⑧行政の役割・責務 ⑨市政運営等 ⑩市民参加 ⑪協働 迎条例の見直し・検証



# その③ 白 合意形成を図りながら盛り込むべき条文やポイントを明示

先ほど聞いた解説を思い出しながら、「(仮称) 犬山市協働のまちづくり基本条例」に盛り込むべき条文はどういった内容のものがいいのか、グループとしての意見をまとめました。その際、個人のイチオシカードには★を、グループのイチオシカードには◎を付けました。とてもたくさんの意見が出されたので、抜粋して紹介します!

#### ①前文

- ★次世代へ引き継ぐこと
- ★自然を活かす、犬山にある宝を大切にするという考え
- ◎★地域・年齢・性別などを問わず、 力を合わせていくことが必要
- ◎「オール犬山」という気持ちになれる条例にしたい
- ◎市への熱い想いを表現できる前文 には力をいれたい

### ④用語の定義

- ★市民に限らず、住民を対象にして いること
- ★住民、まちづくりの担い手の定義を 明確化すること

#### ⑦議会の役割・責務

議員さんの役割が市民にわかるようにしたい

#### ⑩市民協働

◎★市民主体でまちづくりをしていく ために、「市民力等の推進」が必要 市民の手で自分たちの市を守ることが必要。災害に対しての力をつ ける

#### ②条例の目的

◎★「市民力の推進」として、市民全体でまちづくりをする、助け合う、決定すること

自立した地域社会という概念

#### ⑤自治の基本原則

★まちづくりに誰もが平等に参加でき ること

自分らしく生きること、女性の活躍な ども大切

#### ⑧行政の役割・責務

- ★執行機関等は、まちづくり活動を支援するように努めること
- ★行政はまちづくりを進めるにあたり、「時代の変化」に「柔軟に」対応 すること
- ★出前対話
- ★市民二一ズの的確な把握として、 利用者以外の声も聴くこと

#### ⑪協働

★「人材の発掘及び育成」。担い手の 要請は必要であり、その役割は行 政だけにあるものではない

#### ③条例の位置づけ

◎市民憲章は市が目指す姿が描かれていることから、どこかに記載があるとよい

市の方向性として、市民憲章、総合計画との関係をはっきりさせる

#### ⑥市民の役割・責務

- ★事業者の役割として、従業員がま ちづくりに参加しやすい環境づくり に配慮すること
- ★学生の役割として、「子ども」と一括 りにするのではなく、まちづくりに 参加してもらいたくさん意見を聞く

「子どもの参加の機会の保証」。子 どもの頃から自分のまちに愛着を 持てるように

#### 9市政運営等

◎★「地域資源の継承」。歴史ある犬 山には必要

#### 迎条例の見直し・検証

◎★市民で決めた条例は、改廃も市 民で決めること

その都度、実情、情勢に合わせる必要がある

# 6

# グループ発表&全体共有~ふりかえり









#### その他

- ★大口町の条例は全体的にやわらかい印象。 優しい言葉で、分かりやすく。表現方法も大切
- ◎「創造の原則」として、新しいことにトライしやすい環境を整えることで自由な発想を生まれやすく!
- ★◎教育機関が子どもの成長に合わせて連携すること は、子どもが育っていく中で必要

「多文化共生への配慮」という言葉が良い

#### 次回は12月19日(火)19:00より

犬山市役所 205 会議室にて

テーマは、『条例前文の素材がり』です。



大山市 企画広報課 (担当:小池 渡邉)

TEL 0568-44-0312 (直通)
mail 010100@city.inuyama.lg.jp









# 発行日: 平成30年1月17日(第5号)

12月19日(火)の夜、「いぬやま未来会議」の第5回を開催。今回の参加者は、市民、職員、事務局スタップ等を含めて 24名でした。

はじめに、ビアンキ犬山市議会議長にあいさつをいただき、その後は前回を振り返り、4つの班に分かれてアイスブレイク。次に、 グループワークを行い、前文に盛り込みたいキーワードを出し合いました。それを基に、各自が前文のピースをつくり、グループでひと つにまとめて、前文案が完成。各グループがつくった前文案を朗読し、全員が目を閉じて傾聴しました。そして、最後は、鈴木誠先 生から素晴らしい助言をいただきました。どのグループの前文も、犬山市の未来を考えて作られた素敵なものでしたね。

12月19日(火) 市役所205会議室にて

第5回のテーマ 条例前文の素材作り

### プログラム

- 1 はじめのあいさつ/松田課長 ビアンキ議長
- 2. 前回のふりかえり/事務局
- 3. 班分け〜班内アイスブレイク
- 4 グループワーク(1)

「前文に盛り込みたいキーワード は?」

- 5. ティーブレイク
- 6 グループワーク②

「グループでひとつの前文案を作ろ う!」

- 7. グループ発表&全体共有~ ふりかえり/鈴木誠先生の講評
- 8. 次回の予定~おわりのあいさつ

# はじめのあいさつ



どういう犬山になるといいのか?ということは、誰より も市民のみなさんがわかっていると思います。

市民の活躍の場を作れば、市民がまちをおこす。 そういった理念のもと、議会はもう少し積極的になら なければならないと考えています。3月議会からは、 フリースピーチ制度が始まります。市民が積極的に提 案できて、その意見を議会が受けて、市政に反映で きることは、草の根的な民主主義だと思っています。

# グループワーク① 「前文に盛り込みたいキーワードは?」

4つのグループに分かれ、これまでのいぬみらでの議論も振り返りながら、前 文に盛り込みたいキーワードを出し合いました。

# グループワーク② 「グループでひとつの前文案を作ろう!」

グループワーク①の結果を基に、メンバーそれぞれが前文のピースを考え、 ひとつに合わせて、グループで世界にひとつだけの前文案を作成しました。

- 前文を構成しているピースは、以下の5つです。
- ①まちの成り立ちや特性 ②条例制定の時代背景 ③目指すべきまちの姿、進むべきまちづくりの方向性
- ④理想とするまちを実現するための自治のあり方・姿勢
- ⑤条例制定の目的・理由や決意宣言



#### 鈴木先牛からのコメント&アドバイス

心が震えるような、共感・共鳴するようなメッセージをたくさん聞かせてもらいました。国の法律は、すぐには活かされない。となるとそ の法律をうんと暮らしの中に溶け込ませて、市民の暮らしを豊かにしていくもの、それが市町村の条例であり、その根幹になるのがこ の犬山市協働のまちづくり基本条例になるんだろうな、と思いました。期待していますので、引き続きがんばってください!



# グループワーク②で作成した、(仮) 犬山市協働のまちづくり基本条例の前文案を以下に掲載します。 どれも素晴らしく、全文を載せたいがために文字ばかりになってしまいましたが・・・必読です ®

- ①私たちのまち犬山は、木曽川をはじめとする清らかな水の流れや実り多き山々などの自然と国宝犬山城とともに、長い歴史を刻んできました。 先人達が大切に守ってきたかけがえのないこれらの財産を今に残し、その中で深い深い郷土への愛を育ててきました。
- ②戦後、日本は国家として都市として産業として大きな発展をしてきました。協調を重んじるようになり、組織や社会に帰属するための個人となりました。社会を形成してきた世代が高齢化する一方で、出生率が低下したことで、少子高齢化社会が到来し、さらにまちが集約化された結果として地域のつながりが希薄となったため、新たな地域社会の変革が求められています。
- ③誰もが笑顔で過ごせる、あたたかいまちを実現するために、市民一人一人が自立することが必要です。地域・性別・年齢を問わず、誰にでも居場所と出番があり、多様な主体が繋がることで、多世代、多機能なまちづくりを推進しなければなりません。
- ④誰もが笑顔あふれる幸せな生活を送ることができるよう、住民・行政・議会がそれぞれの立場を活かし、互いに尊重し合い、共に課題解決に取り組むことが求められます。また、住民一人ひとりが"主人公である"という意識を持ち、積極的に市民活動に関わる姿勢が重要です。
- ⑤私達犬山市民は豊かな自然と深い歴史をさらに発展させます。先人たちの努力に感謝すると同時に、少子高齢化が加速する時代に適合しながら歴史の歯車を回し続けます。犬山市民は少子高齢化の中でも老若男女が差別なく協働し、市政に参画してより豊かな市民生活が感受できるように、市条例の実施完結を図ります。
- ①私たちのまち犬山は、愛知の最北端に位置し、木曽川の恵みにより育まれた緑豊かな里山を有し、また、世界に誇る国宝犬山城や古墳、神社仏閣など多くの歴史的な財産と共に暮らしてきました。そして、現在、それらは観光資源という新たな価値として、犬山市をにぎやかに形成しています。
- ②今日、少子高齢化や情報化が進んだことによるコミュニティの衰退等、様々な地域問題を解決していくため、多様性を認め、犬山らしい自治を行っていく必要があります。
- ③一部の地域、企業、団体、個人にかたよることなく、異なった立場の人たちが手と手を取り合いながら誰もが暮らしやすく、一人ひとりの個性・能力を発揮できるまちづくりを目指します。
- ④我々犬山市民は、市民一人ひとりが違いを認め、よりよい市政運営、行政参加、まちづくりを推し進めるために時代の流れに臨機応変に、様々な声に対して耳を傾けることで、市民と行政が身近なまちとなることを目指す姿勢を重んじます。
- ⑤市民憲章に掲げられた理念を胸に、少子化により担い手が減少していく中で、次の世代にスムーズなバトンタッチができるよう、皆が協力し合い、犬山のあふれる自然、文化資原、歴史などの「財産」を守り伝えていくことで、市民のみならず犬山に関わる全ての人々が「犬山愛」をさらに深められるよう、犬山市のまちづくり基本条例を定めます。
- ① 私たちが誇る犬山市は、木曽川、東部の山々など豊かな自然に恵まれています。古代から連綿と歴史と文化が育まれ、誇り高い国宝犬山城を有しています。こうした自然・歴史・文化のもと、栗栖・犬山・羽黒・今井・池野・城東・楽田それぞれの地区に特色ある風土を生み出してきました。また、犬山祭を始め、各地域には伝統的な祭りも根付いています。そして現在犬山市は観光都市としても栄えています。
- ②今日、少子高齢化、さらには人口減少の時代に突入したことで、価値観の多様化とともに人とのつながりが希薄になり、その結果としてコミュニケーションの手段そのものが多様化しています。
- ③このような時代にあって、私たちは、子どもや若者が将来に夢を描くことができるよう、長い年月にわたり、この地域で培われた伝統文化を守りつつ、新たなまちの魅力を想像する必要があります。そのためには、誰もがまちづくりに参加できる機会を保障し、犬山市の豊かな自然や文化と人々の営みを共存させつつ、発展させなければなりません。
- ④犬山に住み、学び、働水私たちは、犬山をよりよいまちにするため、地域・年齢・性別にとらわれることなく、力を合わせていくことが必要です。また、犬山は歴史的な資産を多く有するため、それらを継承し、未来へと渡すため、担い手を育てていく必要があります。そのため、それぞれが協働し、一人ひとりを大切にしながら、未来に向け、まちづくりを推進していきます。
- ⑤ 私たちは、先人への敬意を忘れず、次世代への期待を込め、誰もが誇る犬山を市民の手で創ることを目指し、ここに犬山市協働のまちづ 〈り基本条例を定めるとともに、未来へ繋ぎます。
- ①わたしたちのまち犬山市は、木曽川をはじめとする豊かな自然と、日本最古の木造天守閣をもつ犬山水とその城下町、古墳などの歴史的な資源に恵まれたまちです。
- ②今日、地方分権、少子高齢化、また若者の流出などによる人口減少といった課題を抱え、犬山としても自治のあり方について考える必要があります。
- ③犬山市に住み、学び、働くわたしたちは、地域の伝統を守り、受け継ぎながら、地域・世代・性別の 垣根を越えて、全員で将来を担う人材を育て、一体感のあるまちをつくっていかなければなりません。
- ④市民が役割と責任を自覚し、議会・行政は市民一人ひとりに目を向け、市民・行政・議会が連携し、「参加と協働」を基本に自然豊かな美しいまちづりを目指すものとします。
- ⑤わたしたちは、ご当地キャラクターであるわん丸君とともに、まちに愛着をもちます。また、住みよいまち・市民として誇りを持てるまちにするために、ここに犬山市自治基本条例を制定します。



発行 & 連絡先

### 大山市 企画広報課

(担当: 小池、渡邉)
TEL 0568-44-0312 (直通)
Mail 010100@city.inuyama.lg.jp

\_\_\_







発行日: 平成30年1月29日(第6号)



1月22日(月)の夜、「いぬやま未来会議」の第6回を開催。今回の参加者は、市民、職員、事務局スタップ等を含めて23名でした。

はじめのあいさつと前回の振り返りの後に、条例を構成する5つの項目別にグループに分かれました。そして、栄司さんのプチレクチャーを受け、各自で論点ペーパーを読み込んだ後に、各項目の内容を議論し、考え方を整理しました。その後、各グループから経過報告を行い、全体共有。会議の最後には、前回と同様、鈴木誠先生から素晴らしいアドバイスとエールをいただきました。

今回と次回の2度にわたって、これまでの議論を踏まえて「条例のホネグミ」に肉付けをしていきます。犬山市協働のまちづくり基本条例の基となる、いぬみらの「意見集」取りまとめに向けて、加速していきます!!

1月22日(月) 市役所205会議室にて

第6回のテーマ ホネグミの肉付け!①

#### プログラム

- 1. はじめのあいさつ/松田課長
- 2. 前回のふりかえり/事務局
- 3 項目別検討グループに〜班内 自己紹介
- 4 グループワーク

「ホネグミの肉付け!①」

- 5. ティーブレイク
- 6. グループ発表&全体共有~ふり かえり
- 7. 次回の予定~おわりのあいさつ

# 3

## 項目別検討グループに〜班内自己紹介

まずは栄司さんより、資料を見ながら各項目と論点シートの説明を受けました。

続いて、犬山市協働のまちづくり基本条例を構成する5つの項目から最も 関心の高いテーマを選び、グループに分かれました。

#### ↓ 5つの項目とは?

- ①市民の定義、市民の権利、市民の役割と責務
- ②条例の位置づけ、自治(まちづくり)の基本原則、条例の適用除外、条例の見直し・検証
- ③市民参加と協働、市民活動・地域自治活動の推進、子どもの参加の 権利
- ④市(行政)の役割と責務、総合計画
- ⑤住民投票、議会の役割・責務、選挙のあり方







### 鈴木先生からのコメント&アドバイス

例えば⑤グループの住民投票について、ここに行きつくまではいろんな段階があるだろうという話がありました。公共的な一市民として、自覚を持って能動的に暮らすことができると、様々な経験値が学びと融合して、判断して行動することができるようになるのではないでしょうか。

さらに、様々な立場の市民が犬山のまちをめぐって議論したり、活動したりという関わりを具体的にたくさん作っていくことが大事です。例えるなら、住民投票までの過程はエスカレーターではなく階段・はしごだと思います。様々な立場の市民が犬山のまちをめぐって関わって、そこで感動を得たり出会いを得たり、様々な機会を経て一人の市民として育ち合い育てられていく。判断力を備えて責任ある言葉や態度を示せる大人になっていく・・・。条例は、そんな段階を踏んでいく、階段の役目を持っていると思います。

# 4

# グループワーク「ホネグミの肉付け!①」



はじめに、それぞれが個人で論点ペーパーを読み込み、自分の考えをまとめました。

次に、これまでの市民会議で出された意見や他市町の条例を参考にしながら、グループ内で論点について話し合い、その途中経過を全体で共有しました。

#### (1)グループ

#### ③市民の役割と責務について

- ・まちづくりの担い手としての自覚を持ってもら うのは、住民には責務だが、事業者はどうだろ う?学生はどうだろう?分けて書くのがいいの か、まとまらなかった。
- ・行政サービスに対する応分の負担については、 規定したほうがよいと思っている。施設の利用に 例えると、施設は税金でできていて、利用者は税 金が戻ってきた感覚だが、未利用者は税金の納め 損だと思ってしまう。使った人からは応分の負担 をとるべきだということで規定するのがよいので はないか。

#### ②グルーフ

#### ①条例の位置づけ

・最高規範性というところで、憲法と法律は憲法 が上位。条例には理論上、上下関係はないので、 上下関係をつくるのは望ましくないのではない か。最高規範とすると、縛られて緊急性のある 事業を進められない可能性もある。

#### ②自治の基本原則

- ・数について。10 個定めると、市民は10 個守らないといけないと思い、3 個定めると3 個守ればいいのかと思う。
- ・文面の書き方は、わかりやすく簡潔に書く。
- 4条例の見直し・検証
- ・期間を定めることによって定期的なチェックが 入るという意見や、行政の立場からすると仕事 が増えるという意見があった。

## ⑤グループ

- ・議会や市長や行政が強制力を持つことを防ぐために市民としての権利が議論されている。
- ・市民が政策提案できる場や、パブリックコメントのような市政に意見を言える場をもっと拡充するべきではおいか。
- ・市民がまちづくりに関わっていくためには、ど ういう心づもりで参加するかという議論も行っ た。

## ③グループ

#### ①市民参加と協働

- ・どこまで規定するのかというところで、基本的 な考え、具体的な仕組みについて、どういうニュアンスで書いてあるのか、他市町の条例も参 考にしながら確認した。
- ・基本的な考えについては、市とか執行機関や市 民がどういう風に努めると書いてあるねとか、 仕組みについては、細かく制度まで落とし込ん であるねという話になった。
- ・小牧市は市民という主語が目立つ。協働なので それぞれのプレイヤーが対等に行動するという 意味で、バランスよく書いていきたい。

#### ②市民活動・地域自治活動の推進

・犬山市には、市民活動支援の条例がある。市民 活動団体については書いてあるが、地縁団体に ついては書かれていないので、このまま別条例で いくとバランスが悪い。そこを今後どうしてい くか考えなければいけない。

### 4グループ

- ②市(行政)の役割と責務・総合計画について
- ・「総合計画の条例上の位置付けは必要」となった。
- ・内容は「特に大切なこと」に絞ると良いのでは。
- ・行政ではなく市民の為の計画であるべき。そのために「策定のプロセスにも市民参画が必要」と明記すると良いと言う意見があった。
- ・総合計画という名前に親しみがないので、愛称があるとよい。わん丸君計画とか。
- ・市の最上位計画との位置付けとすると上下関係が 生まれる。「前後」として前を走るイメージにする と嫌味がないのではないか。

次回は2月5日 (月) 19:00 より

大山市役所 205 会議室こて テーマは、『ホネグミの肉付け!②』です。



発行 & 連絡先 大山市企画広報課(担当:小池、渡邉)

TEL 0568-44-0312 (直通)

mail 010100@city.inuyama.lg.jp



# NEWS LETTER かわらばん







# 発行日:平成30年3月5日(第7号)

2月5日(月)の夜、「いぬやま未来会議」の第7回を開催。今回の参加者は、市民、職員、事務局スタップ等を含めて23名でした。

今回のいぬみらでは、引き続き前回と同じグループでホネグミの肉付けを行いました。はじめのあいさつと前回の振り返りの後に、グループ内で話し合いをして論点を整理。グループとしての意見をまとめたのち、「論点」と「話し合って決めたこと」を発表し、全体に共有しました。前回から2回にわたって、これまで作り上げてきた条例のホネグミに肉付けをしてきましたが、どのグループも時間いっぱいまでアツーい話し合いをしていましたね。

・・・さて、いよいよ次回は最終回です。いぬみらの「意見集」取りまとめに向けて、全員でいっしょに、走り抜きます!!

#### 2月5日(月) 市役所205会議室にて

第7回のテーマ ホネグミの肉付け!②



### プログラム

- 1. はじめのあいさつ/松田課長
- 2. 前回のふりかえり/事務局
- 3 グループワーク

「ホネグミの肉付け!②」

- 4 グループ発表&全体共有
- 5. ティーブレイク
- 6. 全体トーク~ふりかえり
- 7. 次回の予定~おわりのあいさつ

# グループワーク「ホネグミの肉付け!②」

前回の会議のなかで、犬山市協働のまちづくり基本条例を構成する5つの項目ごとに分かれて、グループワークを行いました。

今回は引き続き同じメンバー(また、新たに加わったメンバー)と論点を確認し、話し合って、グループとしての意見をまとめました。

#### ↓5つの項目とは?

111/

- ①市民の定義、市民の権利、市民の役割と責務
- ②条例の位置づけ、自治(まちづくり)の基本原則、条例の適用除外、条例の見直し・検証
- ③市民参加と協働、市民活動・地域自治活動の推進、子どもの参加の権利
- ④市(行政)の役割と責務、総合計画
- ⑤住民投票、議会の役割・責務、選挙のあり方



### ギャラリー市民会議















## グループ発表&全体共有

以下に、各グループの「論点」と「話し合って決めたこと」をまとめます。



#### ①グループ

①市民とは誰のこと?どう定義するか? (市内に) 居住・通勤・通学するもの

(市内で) 活動・事業を行う個人または法人

- ②市民の権利をどこまで規定するか?知る権利、参加する権利
- ③市民の役割と責務をどこまで規定するか?
- ・まちづくりの推進、担い手としての自覚を持つこと
- ・自らの発言と行動に責任を持つこと
- ・次世代に引き継ぐこと
- ※事業者、大学、学生の責務をそれぞれ特筆する 事業者: 専門的な知識をや経験を活かしてもらう 大学と学生は分けて考えるべき

#### ②グループ

- ①条例の位置づけをどうするか? 最も基本的な意思の表明とする
- ②自治の基本原則として何をどこまで規定するか? 情報共有・市民参加・協働・平等・信頼の原則
- ③条例の適用除外の規定を設けるか?ネガティブリストになりかわないため、あえて設ける 必要はない
- ④条例の検証、見直しの規定を設けるかどうか?検証する期間を5年ごとと定める※検証は市民参画で行う

#### ③グループ

- ①市民参加と協働のしくみをどこまで規定するか? 基本的な考え方のみを記載する
- ②自治の推進単位や関係をどう整理するか?
- ※自治の単位は、地縁の組織(区・自治体、小学校区単位ごとの地域自治組織、コミュニティ等)と NPO 等の市民活動団体に分ける
- ※各種団体や活動を<mark>規定する</mark> (それぞれの役割・活動にあたってのポイント等)
- ③志縁コミュニティ、地縁コミュニティによる活動を保証するための仕組みをどこまで規定するか? 具体的な仕組みは委任条例(市民活動推進条例等)で定める
- ④子どもの参加の権利をどこまで規定するか?
- ※子どもの参加の権利を特筆する
- ▼特に入れたいワード 子どもたちが愛着を持てる、参加しやすい環境づくり

#### 4グループ

①市(行政)の役割と責務について、どのように規定するか?

市長と職員に分けて記載する

▼特に入れたいワード

市長:市民の声を聴く、リーダーシップをとる 等職員:積極的に市民の意見を把握する、能力向上、知識習得等

②総合計画の策定について規定するか? 法的根拠を失ったが、市のまちづくりの方向性を示す 必要があるため、<mark>規定する</mark>

#### ⑤グループ

- ①住民投票をどのように規定するか?<mark>念押し規定</mark>として、その都度、別に条例で定める
- ②議会の役割・責務について、どのように規定するか? 議会と議員に分けて記載する
- ▼先行して議会基本条例があるので、シンプルに、要約 して記載する
- ③選挙のあり方をどのように規定するか? 選挙のあり方について<mark>規定する</mark> ※ただし、公職選挙法にふれない程度にする
- ▼選挙への関心を高めるために・・・

市民:選挙は大切だという意識を持つ 議会:自分の思いをわかりやすく伝える

行政:選挙の仕組み、結果をわかりやすく伝える ※市の現状や課題などを知ってもらうために市政に関

する情報を共有するための機会を設ける

(タウンミーティング、市民まちづくり集会等)

現在、これまでの会議で 出た意見を取りまとめた いぬみらの「意見集」を作 成しています!







次回は3月12日(月)19:00 より

犬山市役所 205 会議室こて テーマは、『まとめーみんなの意見の確認です。

発行 & 連絡先 大山市 企画広報課 (担当:小池 渡邉)

TEL 0568-44-0312 (直通)

mail 010100@city.inuyama.lg.jp







発行日: 平成30年3月19日(第8号)

3月12日(月)の夜、「いぬやま未来会議」の第8回を開催。今回の参加者は、市民、職員、事務局スタップ等を含めて23名でした。

はじめのあいさつと前回の振り返りの後に、いぬみらで作り上げた条例前文案の披露がありました。その後、犬山市協働のまちづくり条例がより実効性のあるものになるように、グループワークを行い、全体に共有。会議の最後には、おなじみ鈴木誠先生から総括としてコメントをいただきました。これまでの話し合いに加えて、さらに考えが深まりましたね。

全8回にわたって開催された「いぬみら」も、いよいよ最終回となりました。様々な立場・年代のいぬみらメンバー全員で「犬山の未来」について真剣に考えた、とっても有意義な時間でした。次は、シーズン2でお会いしましょう!

3月12日(月) 市役所205会議室にて

「第8回のテーマ」 まとめーみんなの意見の確認



## プログラム

- 1. はじめのあいさつ/松田課長
- 2. 前回のふりかえり/事務局
- 3 「前文(案) について
- 4. 「みんなの意見集」は、こんな感じ?
- 5 くるま座・全体トーク 「論点を深めよう」
- 6. ティーブレイク
- 7. チェックアウト「わたしたちに できること」~ふりかえり
- 8. おわりのあいさつ



3

## 前文(案)について

いぬみらによる前文(案)が完成しました!

#### 犬山市協働のまちづくり基本条例前文(案)

私たちのまち犬山市は、愛知県の最北端に位置し、木曽川や緑豊かな里山などの自然と、国宝犬山城や古墳をはじめとした歴史遺産、地域に根付く伝統ある祭りなど、多彩な地域資源に恵まれています。それらは、人々の営みと相まって、 犬山、城東、羽黒、楽田、池野の各地区に特色のある風土を育んできました。

先人たちが大切に守ってきたかけがえのない財産は、郷土への深い愛を育み、 時代とともに新たな価値をまといながら、現在に受け継がれています。

今日、少子高齢化や人口減少といった社会的背景に加え、若者の流出、コミュニティの衰退などによって、人と人との繋がりが希薄となり、地域社会は様々な問題に直面しています。そして、国際化、情報化が進む中で、多様化するライフスタイルや価値観に合わせた新しい自治のあり方が求められています。

このような時代にあって、私たちは、豊かな自然や歴史、伝統文化と人々の営みを共存させながら、誰もが笑顔あふれる幸せな生活をおくることができ、誰こでも活躍の場と機会があるまちづくりを推進する必要があります。

そのためには、地域・世代・性別・人種を問わず、市民・行政・議会がそれぞれの 役割と責任を自覚し、対等な立場で協働して課題解決に取り組むことが重要で す。そして、一人ひとりが"主人公"として自発的にまちづくりに参加する姿勢を大切 にしながら、未来を担い、理想のまちを創造することができる人材を育てます。

私たちは、市民憲章に掲げられた理念を胸に、犬山市に受け継がれてきた豊かな財産を次世代へつないでいくともに、犬山市に関わるすべての人が誇りと愛着を持ち続けられるまちにするため、ここに犬山市協働のまちづくり基本条例を制定します。

# 5

## くるま座・全体トーク「論点を深めよう」



大山市協働のまちづくり基本条例が、市民参加・協働を進めるうえでより実効性のあるものになるように、いくつかの論点について7つのグループに分かれて話し合いました。その内容は?

#### ☆生きたルールとしてのフォローの仕組みがちゃんとある?

#### ◆見直しの期間

多かった意見:5年ごととするが、5年未満における見直しを妨げるものではない。

こんな意見も: 丁寧な評価・検証方法を規定する/不測の事態があれば見直す/ 検証組織による定期的なチェックを行い、必要に応じて見直す

#### ◆検証組織等の設置は必要?必要ならば、どんな組織?

多かった意見:条例の評価・検証、見直しのための市民が参画した組織を設置する。

こんな意見も:構成員の属性バランスが大事/制定と同じ体制で行うべき/ 市民と有識者が意見交換できる機会があるとよい



#### ☆市民参加や協働を進めるための仕組みがちゃんとある?

#### ◆市民参加の仕組みに関する基本的な考え方は?

多かった意見:基本的な考え方として、市民とまちづくり情報を共有する/多くの市民参加の場や機会を設ける/ 参加しやすい多様な工夫と環境づくりに努める/結果を尊重し、市政に反映させる 旨を記載する。

こんな意見も:市政ニだけでなく、「みんながそれぞれでまちづくりに反映させる」/提案制度結果をすべて市政ニ反映できる?

#### ◆市民参加の具体的な仕組みの記載は?

多かった意見:具体的な仕組みについては、別の条例に委任する。

◆協働推進の仕組みに関する基本的な考え方は?

多かった意見:基本的な考え方として、協働によるまちづくりを推進する/協働を推進するための 支援制度等を整備する/協働推進のための人材育成や交流機会を提供する 旨を記載する

こんな意見も: 具体的に書くと、作成した意図が反映された評価・検証のためのツールになる。 基本条例は、人を育てていく条例でもある



#### 鈴木先生からの総括

具体的な記述で必要なのは、市民参加の仕組み。よりよいまちをつくっていく時に、従来の行政主導ではなく、議会に一任するのではなく、市民一人ひとりが気持ちを言葉にできて、議論しながら行政に届けていく。あるいは市民自身が社会と接点を持った生き方に変えていく。そういったことが保障されることが大切ではないか。協働については、考え方を書くことが必要なのではないか。国がこう言っているからこうです、では役に立たないこともある。本当に役立つ条例なのか?という視点で考えてほしい。これからが本番です。

これまでの意見をもとに、いよいよ「みんなの意見集」が完成します。そして、タウンミーティングでのお披露目を経て、

### 「いぬみら」はシーズン2へと突入します!!

みんなでぐっと力を合わせて、条例を作り上げましょう。 まだまだアツくなりますよ~~!お楽しみに。

発行 & 連絡先 大山市 企画広報課 (担当:小池、渡邉)

TEL 0568-44-0312 (直通)

mail 010100@city.inuyama.lg.jp